

本日の会議に付した事件

平成29年第3回山元町議会定例会（第4日目）

平成29年9月8日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第46号 山元町副町長定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第47号 山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第48号 山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第51号 平成28年度復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第53号 損害賠償額の決定について
- 日程第 7 報告第12号 平成28年度決算山元町健全化判断比率について
- 日程第 8 報告第13号 平成28年度決算山元町公営企業資金不足比率について
- 日程第 9 認定第 1号 平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成28年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成28年度山元町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成28年度山元町下水道事業会計決算認定について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第3回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

岩佐哲也君から、本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、2番渡邊千恵美君、3番竹内和彦君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理。議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第46号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

提案理由でございますが、東日本大震災に伴う復旧・復興業務に一定のめどがついたことに鑑み、副町長の定数を2人から1人に改正するため提案するものであります。

それでは、議案書の一番後ろのページの新旧対照表をご覧ください。

条例の本則中、副町長の定数を2人と規定していたものを、1人に改めるものでございます。

前のページ、1ページにお戻りください。

施行期日でございますが、附則に規定しておりますとおり、交付の日といたしたく提案するものであります。

以上、議案第46号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）説明、終わったのね。

これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第46号山元町副町長定数条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第47号山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.3、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うため提案するものであります。

ここで、条例改正の起因となりました法律改正の背景等について、若干触れさせてい

ただきます。

ベースとなります個人情報保護に関する法律につきましては、平成15年に制定された法律であります。その後の環境の変化、つまりは情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータ、これにつきましては個人情報に限らず、位置情報や購買履歴など個人の行動、状態等に代表される個人識別性のない情報をいうものでございますが、これの利活用が可能となったことに伴い、個人情報に該当するかどうかの判断が困難な、いわゆるグレーゾーンが拡大した。また、そのパーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境の整備が必要となったことなどを踏まえ、法律の改正が行われたところでございます。

本条例においては、このグレーゾーンを解消するために行われました、個人情報の定義の明確化を中心に改正するものでございます。

概要に戻ります。

1の改正内容でございますが、1点目の、個人情報の定義を明確化するための改正、第2条第1・4・6・7号、第6条第1項、第7条第4項及び第17条第1項第2号関係でございますが、これについての1つ目、個人情報の定義の明確化では、改正前は特定の個人が識別され、または認識され得るものという規定となっておりますが、法律の改正に合わせ、改正後は、アとして、氏名、生年月日、住所等により特定の個人の識別することができるものを個人情報と定義づけしたもので、解釈上、当然に含まれているものとされておりました、データベース化されていない書面、写真、音声等に記録されているものも規定に盛り込み、明確化したものでございます。

イの、個人識別符号が含まれるものが今回新たに個人情報として規定するものでございますが、この個人識別符号とは、アとして、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号で、例えば顔認識データや指紋認識データなどがこれに当たるものでございます。(イ)の、対象者ごとに異なるものになるように、役務の利用、商品の購入または書類に付される符号で、旅券番号とか運転免許証番号、基礎年金番号等がこれに当たるものでございます。

2つ目の、要配慮個人情報の規定の新設では、個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によって被害をこうむった事実等の情報を要配慮個人情報と規定するものでございます。これは、地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要が生じたことから新設されたものでございます。

大きな2点目の、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律などの改正により、町条例で引用している定義、条番号、文言等を現行の法制度に合致させるため、第2条第2号、第17条第1項第2号のウ、第27条及び第28条第1項第1号について、所要の改正をするものでございます。

2の、施行期日でございますが、公布の日とするものでございます。

以上、議案第47号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第47号山元町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第48号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、議案第48号山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を説明申し上げます。

お手元に配布しております配布資料No.4、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の、改正内容でございますが、この法律におきまして、第19条に第8号が新設されましたことから、旧の第19条第8号以降の号が繰り下げられたため、条ずれの整理を行うものであります。

議案書の一番裏のページの新旧対照表をご覧ください。

第1条と第5条の中にですね、法第19条第9号と規定されている部分を、1号繰り下がった、法第19条第10号と改めるものでございます。

条例議案の概要にお戻りください。

2の、施行期日でございますが、公布の日といたしたく提案するものであります。

以上、議案第48号の説明といたします。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第48号山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第51号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。それでは、議案第51号平成28年度復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の変更についてご説明申し上げます。

なお、議案の概要につきましては、別紙配布資料No.7にてご説明申し上げます。

初めに、資料No.7をご覧ください。

提案理由でございますが、町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

続いて、項目及び内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的については記載のとおりでございます。

2、契約の相手方は、有限会社安田工務店でございます。

3、契約金額については、現契約額7,344万円から、契約額を8,475万5,160円に変更するもので、その結果、1,131万5,160円増額とするものです。なお、これらは全て消費税を含むもので、15.41パーセント増となります。

4、工事の場所は、山元町花釜地内であります。

次に、5、工事の概要でございますが、変更分の内容についてご説明申し上げます。

第1に、上下水道施設移設費用の増額です。試掘調査の結果、既存上下水道施設と道路排水施設が干渉することが判明したため増工するものです。

第2に、排水側溝ふたの変更に伴う増額です。歩行者の安全確保のため、側溝蓋がけの追加及び排水性向上のため、一部コンクリート蓋をグレーチング蓋に変更するものです。

第3に、道路附属施設の追加です。取りつけ道路の見通しの改善のため、道路反射鏡の追加及び現地精査の結果による数量の変更でございます。道路反射鏡や車どめポストを設置いたします。

6、工期については、平成29年2月8日から平成30年1月31日までとなっております。

続いて、7、変更理由ですが、工事進捗に伴い、現場条件の変更に応じた工法変更や現地精査に伴う設計数量の変更を行うものです。

8、議決の経緯については記載のとおりです。ことしの5月22日に開催されました山元町全員協議会においてご説明申し上げましたが、このたび変更の設計積算が完了したことに伴い、改めて説明させていただきました。

もうちょっと詳しく解説していきたいと思います。A3のペーパーをご覧ください。

A3のペーパーの、1の青丸、配水管、給水管・切廻し等というのがございまして、No.29プラス10付近ですね、そこが上水管の切廻しでございまして。もう一カ所がNo.32でございまして。その2カ所の配水管の切廻しで506万円の増でございまして。続きまして、茶色いほうの丸で、汚水取付け管延伸と公共柵との移設に伴いまして320万円の増、合わせまして1番で826万円の増でございまして。

続きまして、②番の側溝蓋の追加と規格の変更でございまして。現況は、No.24から26までの区間において、路肩が広く、側溝蓋がございませぬ。当初は、現況のままとして発注しておりましたが、地元の方々と現地を精査し、再検討としたところ、車道を北側にシフトし、路肩が狭くなるため、安全性を考慮し、蓋を設置することといたしました。既存側溝へのコンクリート蓋やグレーチング蓋の設置に伴い、約40万円の増工でございまして。続きまして、水色の線で、側溝蓋の規格変更でございまして。No.27からNo.43までの区間におきまして、グレーチング蓋を53枚設置します。それに伴い240万円の増工でございまして。②につきましては、この2つを合わせまして、約280万円の増工でございまして。

第3に、道路附属施設の追加についてです。当初は計上しておりませぬでしたが、地元の方々と現地立ち会いし、さらに安全性を向上させるため、北側からの車両に対して、道路反射鏡を2カ所設置します。位置としましては、No.24とNo.27でございまして。1カ所当たり10万円で、2カ所で20万円の増工でございまして。また、当初は計上しておりませぬでしたが、地元の方々と現地立ち会いし、転落用防止策や車どめポストを2カ所に設置いたします。位置としましては、測点の32、測点の42において1カ所3万円で、2カ所で6万円の増工でございまして。③につきましては、合わせて26万円の増工でございまして。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。12番青田和夫君の質疑を許します。

12番（青田和夫君）はい、議長。最初、配水管の給水、切り回しのと汚水管のやつでちょっと聞き漏らしたんで、もう一回そこんところを説明お願いします。

震災復興整備課長（三浦建彦君）はい、議長。第1に、上下水道施設移設費用の増額です。試掘調査の結果、既存上下水道施設と道路排水施設が干渉することが判明したため増嵩するものです。

少し詳しくお話しさせていただきますと、測点29プラス10においては当初ですね、径が300のヒューム管が入ってましたが、今回の改良工事によって径が600の構造物に今度変更します。（「600何ぼ」の声あり）はい。径が600、それで断面が大きくなりますので、上水管が干渉しますので移設します。

同様にですね、測点の32におきましては今、400の800のボックスカルバートが入ってますが、今回の改良で700掛ける700の断面が入ってきます。それで、また断面が大きくなりますので、干渉しますので水道管を移設します。以上でございまして。

（「金額何ぼなの」の声あり）金額ですか。金額につきましては、上水管の切り回しで5

06万円でございます。（「何ぼ」の声あり）506。（「五百何ぼ」の声あり）506万円でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）ありませんね。これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第51号平成28年度復興交付金事業町道3号山下花釜線道路改良工事（その2）請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6．議案第53号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第53号損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

お手元に議案第53号をご準備願います。

まず初めに、提案理由についてですが、水道施設により生じた自動車事故について損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号及び山元町公営企業の設置等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

まず、損害賠償額についてですが、188万2,935円であります。

次に、損害賠償の相手方ですが、仙台市太白区に在住の記載の方でございます。

事故の概要についてご説明いたします。

平成29年5月30日の午後6時ごろ、山元町山寺字大平地内の町道大平牛橋線において、上水道施設の維持管理のため設置しております空気弁ボックスの上を相手方が普通乗用車で通過したところ、車両の左側前輪が通過した際の振動により、空気弁の蓋が跳ね上がり、車体の左側、前後輪周辺と接触し、タイヤ、ホイール等に損傷を与えたものでございます。

補足説明でございますが、示談につきましては平成29年6月27日に成立しております。和解については、当方が損害賠償額を相手方に全額支払うことで成立するものでございます。

提案理由にありますとおり、損害賠償額の決定は地方自治法及び山元町公営企業の設置等に関する条例により議会の議決を要しますが、和解については地方公営企業法の規定により管理者の権限でできることとなっております。

なお、損害賠償に当たりましては、水道事業で加入しております日本水道協会水道賠償責任保険が対象となり、保険の約款において定められた損害賠償額の一部が町に支払われる予定であり、損害賠償の財源となります。

また、相手方車両がトヨタ、クラウンのハイブリット車であったこと、そして損傷車タイヤ、ホイールについては限定生産品であったことから、一般的な普通車両と比べて高価でありました。このことに加えて、代車についても同等車両が対象となるため、損害賠償額が一般的な損害賠償額よりも高価になっておりますので、補足で説明させていただきました。

以上、説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。3番竹内和彦君の質疑を許します。

3番（竹内和彦君）はい、議長。3番竹内です。この保険会社からの補填というのはいかほどなのかお尋ねします。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。お答えいたします。今回の補正予算に計上しておりますけども、あくまで見込みの段階ですけども、今回の損害賠償額の半分程度、100万に満たない程度になるのではないかと見て、予算計上させていただいております。以上でございます。

議長（阿部 均君）よろしいんですか。

3番（竹内和彦君）はい、議長。はっきりした金額ではなくて、約半分という解釈でよろしいんですか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ちょっと説明が不足しておりましたので。今回破損したタイヤ、ホイールについては左側になります。ただ、先ほどの説明にもありましたとおり、限定製品であったということから4本全て交換することになります。保険の対象となるのは、あくまで破損した部分となりますので、タイヤ、ホイール半分ということになります。あわせて代車についても、交換に要する日数も見込みの全日数までは補填されないと考えておりますので、これも半分程度というふうな解釈で、今回の損害賠償額の半分程度と見ておまして、予算に計上させていただいております。以上でございます。（「はい。了解です」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、説明を受けたわけでありましてけども、蓋が跳ね上がって、左側のタイヤが破損したと。そして、特注なために1本だけでは交換できないんで、4本を交換したと、そういうふうな理解でいいんですか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。青田議員、お見込みのとおりでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。であれば、通常でいいますと、タイヤ、ホイールが破損した場合、ショック等とストラットまで破損するはずなんですよ。それが、まるっきりタイヤだけつつうことでは、どういうふうなあれでこの話が出てきたのか、この辺に具体的に教えてください。例えば、この車、高価な車であればエアサス使ってっと思うんですよ。エアサス、例えば1本交換すのに30万かかんのよね。それ抜けて、タイヤだけ、1本だけつつうことで、どういうふうな説明、受けたんだか、その辺に詳しく教えてください。

さい。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。済みません、お答えいたします。説明の仕方が大分不足していたのかと思いますが、今回の損害賠償額には、タイヤ、ホイールのほかに、議員お見込みのとおり、足回りの修理分ももちろん含まれております。ただ、かなりの割合をタイヤ・ホイール代と代車の金額で占めておったものですから、主なものとして、先ほどタイヤ・ホイール代と代車ということで限定して説明させていただきました。足回りについても、もちろん今回の損害賠償額に含まれておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。であれば100万程度で、50万ぐらい、半分ぐらいが保険の対応だと。これに、数字出てんのが188万ということは、全てのタイヤの以外のものが破損したと、そういうふうに理解したんですけれども、その破損した中身、内訳をちょっと教えていただけますか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ご説明いたします。済みません、ちょっと見積もりの言葉、そのまま説明させていただきます。

ボデーロックパネルモールディング取り替え、あるいは……（「何、何、もう一回」の声あり）ボデーロックパネルモールディング取り替え、こちらとロックパネルアウト修正、クォーターパネル修正、リヤバンパの取り替え、クリアランスソナーと、あとはリアスポイラーカバーの取り替え、あとは塗装とかそういったものが含まれております。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。それだけ破損してるのであれば、この数字、妥当だよな。そういう補足の部分をきちんと説明してくればわかるんだけど、ただタイヤ、ホイールだけで180万もかかる、何ぼしたって理解できなかつたんで聞いたわけですよ。わかりました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。何番と言ってください。ちょっと……（「8番」の声あり）8番ね。

8番（大和晴美君）はい、議長。空気弁ボックスの上を乗用車で通過して、振動によって空気弁の蓋が跳ね上がったってことなんですけど、まあ、大変危険だっていうふうに考えられますけど、この直接の原因というのはわかってるんでしょうか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。ただいまの質問についてお答えいたします。大平牛橋線については、やはり復興関係車両のダンプトラックが結構多く通っている箇所でありまして、大平牛橋線の路線上に数カ所、空気弁が設置されておりました。その中の1カ所だけが、ちょっと段差もあって、通常であれば外れることのない蝶番（ちょうばん・ちょうつがい）というものが破損しておりました。これは事故後に現場確認させていただきました。

町内のほかの空気弁についても、全てすぐに確認しましたが、蝶番が外れているというものはありませんでした。やはり、復興関係のトラックの通行料が多かったので、段差も多少あったことから、そこだけが蝶番が外れて、普通乗用車であっても、まあ大きい部類の普通乗用車でしたけども、通行した際に蓋が外れてしまったというふうな解釈をしております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）よろしいですか。

8番（大和晴美君）はい、議長。一応、町内のほかの箇所も点検したということで、まずは安心

しました。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。まず、第1点、保険会社から約半分とありますが、この補償の際、最初から半分というふうな規定なのかどうか。基本的には、例えば面積が幾らとかなんとかっていうふうな、自動車関係だとあるわけですが、こういうふうな施設の場合についてはどうなってるのか。その辺はいかがなんでしょうか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。お答えいたします。通常ですと、議員お見込みのとおり面積となりますが、今回、限定生産品ということもあって、通常でしたら左側だけの交換であれば全て対象となったと思われませんが、限定生産品であったという特殊な要件があり、2本ではなくて全て交換するということで示談が成立しておりますので、このような損害賠償額と保険対象ということでご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）通常のその保険の……伊藤さん聞いてんのは、通常のその補償内容だと思いますんで、100パーセント補償なのか、それともね、そういうふうなイメージですよ。ね。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。失礼いたしました。通常であれば、もちろん100パーセントでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。とすれば、特別な事例なので半分しか保険会社からおりないというふうに考えてよろしいのか。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。伊藤議員、お見込みのとおりでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。2つ目はですね、この道路はいわゆる公道なわけですね。そのときに、走っていて、いわゆる運転側に過失割合、責任は発生しないのかどうか。例えば、スピードとかですね、いろんなことが出てくると思うわけですが、ゼロ、10なのかどうかっていうふうな、端的に言うとそういうふうな質問です。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。お答えいたします。今回の案件につきましては、10、ゼロで、町が補償するのは10割、全てでございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第53号損害賠償額の決定についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 報告第12号、日程第8. 報告第13号を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

報告第12号については、企画財政課長八鍬政信君、報告願います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、報告第12号平成28年度決算山元町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

こちらは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、議会に報告するものでございます。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、平成28年度決算山元町健全化判断比率の表がございます。

まず、実質赤字比率でございます。実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものとなっておりまして、今回は赤字決算ではなく黒字決算となりましたことから、バー表示となっております。こちら具体的な数字を申し上げますと、マイナスの64.30パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。連結実質赤字比率とは、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものとなっております。本町の場合は水道事業会計と下水道事業会計の数字を合算することとなっております。その合算後におきましても、黒字決算となりましたことから、こちらもバー表示となっております。具体的な数字を申し上げますと、こちらマイナス70.34パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。実質公債費比率とは、借入金、地方債でございますが、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化いたしまして、資金繰りの程度を示すものとなっております。その標準財政規模に対する元利償還金等、いわゆる公債費の割合がどの程度かというものを示すものでございます。こちらにつきましては11.9パーセントとなっております。標準財政規模のおおよそ12パーセント程度、いわゆる借入金の返済に使っているということとなります。こちらは、昨年度決算13.60パーセントよりも1.7パーセント程度低下しているという状況でございます。

最後に、将来負担比率でございます。将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化いたしまして、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものとなっております。将来に本町が負担する、いわゆる負債の額が標準財政規模に対してどの程度かというものを示すものでございます。こちらにつきましては、各基金等の手持ち資金が現在潤沢にあるという状況でございますので、将来負担比率につきましても、こちらバー表示となっております。具体的な数字を申し上げますと、こちらマイナス214.7パーセントとなっております。

下の、括弧、参考という表、ございます。こちらの表をご覧いただければおわかりのとおり、本町におきましてはいずれの指標につきましても、法で定めております早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている状況でございます。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）報告第13号については、上下水道事業所長大橋邦夫君、報告願います。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告第13号平成28年度決算山元町公営企業資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づきまして、平成28年度山元町の公営企業資金不足比率を、別紙、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

1枚お開きいただいて、次のページをお願いいたします。

水道事業会計、下水道事業会計におきまして、経営指標等を判断するために資金不足比率を算出いたしました。結果、いずれの企業においても資金不足が生じておりませんので、バー表示となっております。

補足説明いたします。水道事業会計、下水道事業会計、それぞれにおいて記載の額のとおり、未払い金などの流動負債合計額に対して、現金預金などの流動資産合計額が上回っているため、資金不足が生じていないということになります。なお、平成26年度から地方公営企業法が改正されまして、両会計ともただし書きの方法により算出しておりますので、補足説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これに対し、代表監査委員から審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から報告第12号、報告第13号について審査を行っておりますので、その意見書についてご報告申し上げます。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成29年8月4日に実施いたしました。去る8月18日に町長へ意見書を提出しておりますので、平成29年第3回山元町議会定例会におきましてご報告申し上げます。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別基準との比較でございますが、平成28年度の実質赤字比率、連結実施赤字比率とも実質収支が黒字であるため、実質赤字額がなく、早期健全化基準をそれぞれ大幅に下回っており、良好な状態を示しておりました。

実質公債費比率であります。前年度より1.7パーセント低くなって11.9パーセントとなっております。早期健全化基準の25パーセントを下回っており、良好な状態であります。

将来負担比率につきましても、マイナス214.7パーセントとなっております。早期健全化基準の350パーセントを大きく下回っており、良好な状態であります。

特に指摘する事項はございませんが、その要因として東日本大震災に伴うものも認められますので、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

続きまして、公営企業資金不足比率について、審査意見の報告を申し上げます。

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成29年7月25日に実施いたしました。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。平成28年度山元町上下水道事業会計については、資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。したがって、早期健全化基準の20パーセントと比較しますと、良好な

状態であると認められます。

特に指摘する事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）これで審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから報告第12号、第13号に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

報告第12号平成28年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第13号平成28年度決算山元町公営企業資金不足比率についての報告を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第9. 認定第1号から、日程第14. 認定第6号までの6件を一括議題といたします。

これから本案について説明を求めます。

認定第1号から認定第4号までの4件については、会計管理者大和田紀子君。

会計管理者（大和田紀子君）はい、議長。それでは、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

認定第1号から認定第4号の各種会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるものでございます。

まず、認定第1号平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計歳入決算額313億2,252万9,590円、歳出決算額271億7,832万6,937円、歳入歳出差し引き額41億4,420万2,653円、繰越明許費繰り越し額と事故繰越繰り越し額として翌年度へ繰り越すべき財源14億9,606万217円を控除いたしますと、実質収支額26億4,814万2,436円となりました。このうち、14億円を地方自治法第233条の2の規定により基金へ積み立て、残金12億4,814万2,436円は平成29年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。一般会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから12ページまでとなっております。3ページから8ページにつきましては歳入、9ページから12ページにつきましては歳出となっております。詳細の中身につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第2号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入決算額21億6,671万5,789円、歳出決算額20億732万6,918円、歳入歳出差し引き額1億5,938万8,871円、実質収支額も同額であります。このうち8,000万円を地方自治法の規定により基金へ積み立て、残金7,938万8,871円は平成29年度へ繰り越すことにいたしました。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから8ページでございます。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページから8ページにつきましては歳出となっております。詳細につきましては割愛させていただきます。

続きまして、認定第3号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

歳入決算額1億4,652万5,826円、歳出決算額1億4,402万4,619円、歳入歳出差し引き額250万1,207円、実質収支額も同額であり、同額を平成29年度へ繰り越すことにいたしました。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページに記載のとおりでございます。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳入となっております。詳細の内容につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、認定第4号平成28年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

1ページをお開きいただきます。

歳入決算額12億9,601万2,303円、歳出決算額12億3,266万9,936円、歳入歳出差し引き額6,334万2,367円、実質収支額も同額であります。このうち3,200万円を地方自治法の規定により基金へ積み立て、残金3,134万2,367円は平成29年度へ繰り越すことにいたしました。

2ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書となっております。内容につきましては記載のとおりでございます。介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、3ページから6ページの内容でございます。3ページ、4ページにつきましては歳入、5ページ、6ページにつきましては歳出でございます。詳細の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、認定第1号から認定第4号までの各種会計決算についてご説明をさせていただきました。よろしくご審査いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）続いて、補足説明を企画財政課長八鍬政信君。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今年度の決算の概要につきましては、先ほど会計管理者のほうからご説明あったとおりでございまして、企画財政課の予算執行の立場からですね、特段、補足説明等は今回はございません。以上でございます。

議長（阿部 均君）認定第5号、認定第6号については、上下水道事業所長大橋邦夫君。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、認定第5号平成28年度山元町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度山元町水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきましては、区分の欄、第1款水道事業収益の決算額4億8,528万9,189円であります。支出につきましては、第1款水道事業費の決算額4億2,124万9,772円であります。収益的収入から支出の差し引き額は6,403万9,417円のプラスでございました。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたしますので、3、4ページをお開きください。

収入につきましては、区分の欄、第1款資本的収入の決算額1億4,352万8,438円あります。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額2億7,408万9,316円あります。

欄外の補足事項で説明させていただきます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,056万833円については、当年度分の損益勘定留保資金等で補填いたしました。

続きまして、財務諸表を説明いたしますので、5ページをお開き願います。

平成28年度山元町水道事業損益計算書のご説明をさせていただきます。

中ごろにあります経常利益6,336万6,506円でございます。当年度純利益、下のほうですけれども、6,127万2,132円あります。当年度純利益に前年度繰り越し利益剰余金2億9,394万7,515円を加えると、当年度末処分利益剰余金3億5,521万9,647円となります。

平成28年度山元町水道事業貸借対照表の説明は省略させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

以上、水道事業会計の決算書について説明を申し上げます。

続きまして、認定第6号平成28年度山元町下水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

こちらにつきましても、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度山元町下水道事業会計決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

まず、1、2ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出の概要からご説明申し上げます。

収入につきましては、まず区分の欄、第1款下水道事業収益の決算額16億2,591万3,759円ありました。支出につきましては、第1款下水道事業費の決算額21億7,325万660円あります。収益的収入から支出の差し引き額は5億4,7

33万6,901円のマイナスとなりました。これは、東日本大震災により被災した下水道管渠を新しい管渠に入れかえたことに伴い、撤去した管渠に係る将来の減価償却費として費用化すべき額16億3,100万円余りを資産減耗費として一括計上したことによるものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

3、4ページをお開きください。

収入につきましては、区分の欄、第1款資本的収入決算額5億5,007万3,591円でございます。支出につきましては、第1款資本的支出の決算額7億9,507万1,860円であります。

欄外の補足事項について説明させていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,499万8,270円につきましては、運転資金として借り入れした企業債980万円、過年度分損益勘定留保資金など2億3,519万8,270円で補填いたしました。

続きまして、財務諸表をご説明いたします。5ページをお開き願います。

平成28年度山元町下水道事業損益計算書のご説明をいたします。

中ごろにあります経常損失5億5,262万9,831円の計上損失でございます。

次に、下のほうに当年度純損失5億5,019万5,301円でございます。当年度純損失と前年度繰り越し欠損金を加え、未処分利益剰余金変動額を差し引いた当年度未処理欠損金13億99万4,167円となります。これにつきましても、先ほどご説明いたしましたとおり、資産減耗費に計上したためでございます。

平成28年度山元町下水道事業貸借対照表の説明につきましては省略させていただきます。水道事業同様、後ほどご覧いただければと思います。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）認定第1号から認定第6号までの説明に対し、代表監査委員から決算審査結果の報告を求めます。代表監査委員淀川 昭君、登壇願います。

代表監査委員（淀川 昭君）はい、議長。それでは、私から決算審査の意見についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業第30条第2項の規定により、町長から審査に付された平成28年度一般会計、各種特別会計及び各事業会計の決算書、証拠書類、その他政令で定められた書類並びに基金等の運用状況を審査し、去る8月17日、町長へ審査意見書を提出しておりますので、平成29年第3回山元町議会定例会において、その概要をご報告申し上げます。

第1、審査の対象。一般会計、特別会計及び事業会計。平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算、以下、28年度は省略します。山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、山元町水道事業会計決算、山元町下水道事業会計決算。

2、平成28年度地方債基金積み立て及び出資による権利並びに有価証券等の状況について。

第2、審査の期間。平成29年7月10日から平成29年8月4日まで。

第3、審査の方法。平成29年7月6日に、決算審査に付された平成28年度山元町

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び事業会計の決算並びに地方債の状況について、次に掲げることを主眼とし、関係責任者から説明を聴取して、審査を実施いたしました。

(1) 歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は定められた様式で作成されていたか。

(2) 決算書の計数は正確か。

(3) 予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われていたか。

(4) 違法または不当な収支はないか。

(5) 収入未済額、不能欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切であったか。

(6) 事務の合理化、経費の節減に努力していたか。

(7) 財政分析は前年度と比較してどうだったか。また、工事等についてはその経過等を聴取し、震災復興整備課、まちづくり整備課、上下水道事業所の各工事箇所を中心に現地調査を行いました。

第4、審査の結果。審査に付された各会計決算審査書類、成果表及びその他関係諸帳票を審査した結果、各会計決算書及び附属書類とも関係法規に基づき適正に作成されておりました。その内容及び予算執行状況も適正妥当であることを認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても台帳等と一致しており、いずれも条例の目的に合致し、適正に運用されていることを認めました。

その概要及び意見は後述するとおりであります。それから、一般会計、各特別会計、事業会計の順に概要を記載しておりますので、議員の皆様には後ほど高覧を賜り、審査をいただければと思います。

私から、決算審査を通して感じた意見を最後のページにまとめてございますので、これをご報告したいと思います。

総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び各種基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数もこれらの諸帳簿と正確に符合しておりました。予算の執行についても、有効かつ適正であると認められました。

一般会計は、歳入313億2,252万9,000円。前年度に比べ26.7パーセントの減。歳出271億7,832万7,000円。前年度に比べ15パーセントの減となっておりますが、本年度も引き続き東日本大震災の復旧・復興事業を最優先に取り組んできたことにより、決算規模は震災以前に比べ前年度同様に大幅に増加しており、今年度も剰余金増となっております。財政の各指数も健全エリアとなっておりますが、その要因として東日本大震災に伴うものも認められますので、健全化のため、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

震災から6年半が過ぎようとしています。完全な復興にはもう少し時間がかかるものと思われませんが、関係各位のたゆまぬご努力により復興が大きく進んだ1年だったと感じられます。

人口減少や高齢化の進行が著しい本町は、ことし4月に過疎地域に指定されてしまいました。主な歳入である町税は、復興の進捗により個人住民税や固定資産税の回復は見込まれますが、全体としては、震災前の水準には達しない見通しのようであります。今後とも、より一層の効果的な財政運営及び自主財源の確保に努めることと、将来を見据えた計画的な予算編成と、予算執行においても職員一人一人が行政コストを意識して、効率を第一に考えた執行をしていただきたいと思います。

復興が進みますと、派遣職員の人数も徐々に減ってまいります。今後は、プロパー職員の事務処理能力の向上と事務事故の未然防止のためにも、派遣職員との事務引き継ぎを十分にしっかりと行っていただきたいと思います。

結びに、復興には長い年月と多額の財政負担が伴います。今後とも、公共施設の整備のみならず、地域医療の確保や、地域の特性を生かした企業誘致や地域ビジネスを創出することで、地域経済の活性化を図り、住民が将来にわたり健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指していかれるよう強く望むものであります。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

議長（阿部 均君）これで決算審査結果の報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから、認定第1号から認定第6号までの6件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

3番竹内和彦君の質疑を許します。竹内和彦君、登壇願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、総括質疑を行います。

大綱1、工事発注についてということで、細目3点でございます。

詳細の1つは、入札は適正な競争性が働いていたのかどうかと。

2点目、入札において公平に地元業者が参加できるような、この入札の仕組みづくりはされていたのかどうか。

3点目、工事の適正な進捗管理はもとより、安全管理、まあ事故ですね、工事の事故はどのように考えているのか。この3点でございます。

以上、よろしく願います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、工事発注についての1点目、入札は適正な競争性が働いていたのかについてですが、地方自治体における入札及び契約については、透明性、競争性及び公正性を堅持することが強く求められており、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律などの公共工事に係る関係法令に基づき、厳正に執行しているところであります。

工事入札の結果に伴う落札率については、指名委員会の審査に付された案件のうち、町長部局で執行した昨年度の見積もり合わせを含む工事発注実績に基づいてご説明申し上げますと、90.4パーセントとなっております。

また、昨年度の入札に伴う請差につきましては、約5億6,000万円達成しているところであり、町政史上かつてない規模の大型公共工事が続いているさなかであっても、競争性が確保できているものと考えております。

次に、2点目、地元業者が参加できる仕組みづくりについてですが、公共工事を通じて地元企業の育成、振興を図るという視点も非常に大切なことであると認識しております。これまでも工事の発注に当たっては、工事ごとに規模や工種、工期等を総合的に勘案し、施工可能な工事については、工事分けによる分割発注なども含め、可能な限り町内業者へ発注を行うよう努めてきたところであります。

また、町外業者に発注した工事について、町内業者が下請となる場合も多いことから、間接的に町内業者に対して支出しているケースも相当程度あるものと考えており、工事発注の際に、下請や資材調達等の面で地元企業の積極的な活用による、配慮するよう仕様書で定めるなど、地域内の経済循環の確保にも配慮しているところであります。

今後、復興が進むにつれて、工事の発注は徐々に減少することが想定されておりますが、競争性、公平性に配慮しつつも、地元業者の育成、振興の発展から分野を限定することなく、引き続き受注機会の確保に努めてまいります。

次に、3点目、工事の適正な進捗管理はもとより、安全管理、事故はどのように考えているのかについてですが、工事の進捗管理は工事請負契約書、約款第11条に基づき、受注者は工事履歴報告書を翌月の5日、もしくは監督職員が支持する日までに提出することになっており、予定工程と実施工程を進捗率で記入し、予定工程との差が大きい場合には工程会議を行い、フォローアップに努めているところであります。

また、安全管理につきましては、受注者から提出される施工計画書に記載された安全管理組織計画活動などが工事現場内で履行されているかについて、監督職員による安全点検パトロールや、県と労働基準監督署が合同で実施する合同安全パトロールなどを通じて、不備がある場合は改善指導を行うとともに、町内で工事を実施している発注機関で組織する工事安全協議会を定期的開催し、情報の共有や安全管理の向上に取り組んでおります。

工事の適正な進捗管理や安全管理の向上は、発注者から受注者に対する管理指導のみでは、十分な効果を発揮するのは困難であり、受注者の意識向上や技術力の向上も重要でありますことから、工事受注者の中・長期的な育成についても鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは再質問ということで、まず1点目の、入札は適正な競争性が働いていたのかどうかと、その辺で質疑をしてまいりたいと思います。

昨年、隣町でね、町発注による復旧工事の入札で官製談合があったということ、ありました。長いことこの落札率が95パーセント以上であったと。まあ、議会のチェックも働いてなかったということで、そこで質疑をしてまいりたいというように思います。

昨年、28年度の我が町の公共工事発注は57件ありました。発注総額は50億2,700万円でありました。この57件の入札で、どうも不正と思われるような、この疑わしい案件は、まあ、ないとは思いますが、あったのかどうか単刀直入にお聞きします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。談合等の不正は、私どもとしてはなかったものというふうに考えてございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この57件の入札の中で、95パーセント以上での落札というのは何件あったのか伺います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。昨年度57件、工事の発注ございまして、この57件というのが一般競争入札と、それから指名競争入札で行われた発注ということになります。この57件のうち、95パーセント以上の落札率となっていたものは、合計で21件となっております。以上でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。その中には、落札率が100パーセントという件数はあったのかどうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。100パーセントの落札となってしまったケースも何件かございまして、28年度におきましては4件発生していたところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この落札率が100パーセント、なぜそうなったのか伺います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。まず、本町の工事の入札執行に当たりましては、予定価格を事前に公表しております。まず、1つその前提がございまして、今回100パーセントの落札となった背景といたしましては、まず予定価格を、事前公表制度をとっているということ。それから、実際の入札の場面におきまして、この落札業者以外の業者が辞退してしまったということで、実際に札を入れた業者が1社だけであったということから、こういった事態が発生したものであるということで考えてございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。落札は100パーセント、まあ、応札した業者さんが1件だけだったということでありまして、通常は、業者さんは入札前に設計図書、仕様書を事前にですね、その辺の仕様書、設計図書を見て、どれぐらいでできるのか積算をして、そしてあらかじめこの予定入札価格といいますかね、応札価格を決めて入札会場に来ると思います。まあ、最初から100パーセントで入れようなんて思って来る業者さんはいないと思います。恐らく当日、入れようと思ったら、周りを見たら1社だけだったと、これはラッキーということで、満額で応札したのかなという状況なんですか、ちょっと。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。恐らく、まあ私どもはどういった形で入札書をお持ちになったかというのは、実際、札を入れて開札しないとわからない状況ではあるのですが、恐らくは……もちろん競争性を我々としても確保したいというところで、複数の業者さんがお越しになられて、入札していただくというのが一番、当然、競争性を確保するという意味では必要なことだと思うのですが、実際のその入札の場面において、そういった辞退した業者さんがいらっしまった。まあ、応札された業者さんとしても当然、予定価格よりも低いといいますか、そういった価格でお持ちいただいたかと思うんですが、実際そういった場面になったときにですね、そういった入札の金額について、その場で考え直すということは、残念ながら実態としてあったのではないかなというふうには考えてございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まあ、こういう場合は、日を改めてということは考えなかったんですか。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君。いや、これはやっぱり執行者の部分なんで。課長、総括質疑はですね、基本的には町長が答えるということになっておりますので、課長、その辺をわきまえてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の場面に私、立ち会っておりませんのでですね、なかなかその辺の細部の動きについては、この場で申し上げる立場でございませぬので、ご理解いただきたいというふうに思います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まあ、こういうふうに競争にならないというか、1社だけという場合は日を改めて後日というふうにするべきじゃないですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別具体の入札執行でございまして、いわゆるその機微に富んだ対応というふうな部分、まあこれも現場対応の部分でございまして、今後ですね、どういふふうに対応すべきかという、まあ一定のというか、その基本的な対応方針を町全体で共有するというようなことは必要だろうというふうには思いますが、まあ私の知る限りでは、そういう場合やり直すというのはちょっとないんじゃないかなというふうには

は受けとめております。間違ったら済みませんが、担当課長、その辺何かわかれば補足してください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。実際の、例えば工事であれば、その工期が当然予定しているものがございます。できる限りそういった工事を早く発注してですね、事業を先に進めるということが重要であると考えておりますので、基本的にその場で……翌日ですとか後日に回すということは考えてはいないところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。そうしますと、今後こういうことは十分にあり得るということになるかと思えます。そうしますと、競争性ということから言えば、どうなんでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前段、担当課長から申し上げましたようにですね、その工事の速やかな発注というふうな部分と、議員ご指摘の、その競争性ですか、それを一定程度、担保するような対応のあり方いかんというふうな部分だろうというふうに思いますが、どこまでのその場面を想定しながらですね、競争性を担保すべきかというふうな議論、まあこれはもちろん山元町はもとよりでございますけども、各自治体での対応なども参考にしながら、先ほど申し上げましたように、本来あるべき対応の仕方というものを研究、検討してまいる必要もあるのかなというふうに思います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まあ、この辺はね、今後、検討課題だということでありまして、先ほど申しました、この95パーセント以上の落札率、これが57件のうち21件あったということで、これに対し町長はどう思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。その入札率の高い低いで一概に物申すのはいかなもんなかというふうな思いをいたします。いわゆる、その予定価格というものを一定の基準でもって出してるわけでございますね。やはり設計基準があつて、算出して、それを予定価格として全面に打ち出して、それで入札をしていただいているわけでございますので、その中で受注者が、応札される方がどういう判断をされるのかという問題でございますので、いろんな事業の形態がおありだというふうに思いますので。そこで95がいいとか、95以下がよくてですね、95以上がどうなんだというふうなことは、ちょっと一概に言えないものというふうに思います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。一般的な話ですけど、95パーセント以上での落札率というのは、まあ一般的には不正があるんじゃないかとか、どうもそういう傾向があると。まあ、今回はね、だからといって不正だということではないですよ、誤解のないように、その辺はね。ただ、一般的な話では、この95パーセント以上というのはどうも、そういう過去にそういうことが多かったということから、やはりこの競争性というのは求められるんだろうと思えますけど、この28年度の1年間に限ってですね、平均落札率90.4パーセントと先ほど申されました。これで競争性は働いたと思われませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は一定程度といいますかですね、まあ相当程度という表現まで言っているのかどうかわかりませんが、一定の競争性は働いているものというふうに思います。

ちなみにですね、いろいろその、いわゆるこの入札の背景といいますか、その仕組み、方法、若干の差はあるにしてもですね、近隣のこの自治体等では平均がですよ、平均が95パーセントを超えていっちゃうと、そういう状況もあるわけございまして、そういう中で、本町が90.4パーセントですか、こういうふうな状況でございますので、

ある意味、相当程度、競争性は働いているんじゃないかなというふうに、他の周辺の自治体と比較してみると、私はそういうふうに言ってもよろしいんじゃないかなと受けとめております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まあ、この適正な競争性というもの、働けばですね、私は少なくともね、この100パーセントの落札が4件あったと、さらには95パーセントが21件あったということはならないんだろうと思うんです。

まあ、こんなことでね、今後こういうことが続いていくのか、または改善の余地があるのか、その辺はどのように考えてるのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど担当課長からもお答えさせていただいたようにですね、やっぱり入札に参加される方の数ですね、その場で辞退という中でたまたま1社になってしまったというようなことなどもあるわけですから、そういう状況などを踏まえたときに、どうあるべきかというのは、先ほどお答えしたようにですね、少しいろいろ研究をしながらですね、どこまでの対応をして、競争性を確保すべきなのかですね、これは今後の検討課題であろうというふうに思います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それではですね、28年度のこの工事発注額は50億2,700万だと。まあ、請差といいますか、これで請差が5億6,000万あったと。まあ、それで競争性が確保されたんだというようなことでありますけれども、まあこれについてはね、50億という大きな工事でありますのでね、額が大きいので、この5億6,000万の請差があったというのは、私は当然だと思うんですよ。その辺の認識、どういうふうな認識なのかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大変つれないお答え申し上げて、申しわけないですが、議員ご指摘のとおりですね、大きな数字で10パーセントほど、平均ね、低かったわけですから、大きな数字の掛ける10ですから当然、5億という規模になるというふうな、そういうお答えしかできませんが。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それではですね、少し視点を変えまして、町発注の公共工事、これは災害復旧ということで多額の国費が投入されてると。当然に、入札に関しては透明性、競争性、公平性が求められると。そして、厳正な入札を執行しなければならないとあります。町長は、これまでの入札は厳正に執行されたと思いますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は、厳正な執行が行われているからですね、こういうふうな90.4パーセントというふうなですね、他の複数のその周辺自治体と比較しても遜色のない数字になっているんだろうというふうに思っておりますし、担当のほうからも、入札において特に問題になっている部分はあるというふうな、そういう説明報告はこれまで受けておらないところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。厳正に入札は執行されてきたということでもありますので、私のほうからはこれ以上申し上げません。

それでは、2番目の、入札において、地元の業者が公正に参加できるような仕組みづくりはされたのかというふうなことで、再質問してまいります。

入札において、今はですね、地元の仕事確保できるような何か配慮はされてるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に、これらのことにつきましてはですね、仕組みとしては担当課のほうでいろいろ工夫をしながら、指名委員会の中でですね、その辺、副町長

を先頭に検討しながら発注をしてきてると、そういう大きな流れで物事が進んでるというようなことをまずご理解いただきたいというふうに。まあ、私が承知してるところで言えば、先ほどの1回目のお答えと重複するところがございますけども、極力、工期なりスピードといいますかね、その工事の終了のタイミング等々も勘案しながらですね、地元でやれるものは地元をお願いをすると。

まあ、抽象的な話より具体の事例でご紹介申し上げれば、去年、3つの防災公園が12月末に完成いたしましたけども、これ、いずれも1億円を超える工事だったというふうに理解しておりますが、今後につきましては、工事の金額というよりは、いわゆるその工事の内容ですね、工種といいますかですね、そういうものを踏まえたときには、地元の業者の方でも十分やれる事業だと。そういうものについては、もう積極的に地元の方をお願いをすると。

あるいは、道路工事なども大分発注しておりますけども、まあ、どちらかという、舗装なんかだと舗装業者さんにこう発注してしまいがちでございますけども、中身によってはですね、道路のその路盤といいますかね、道路全体の形をつくる、そういう事業については地元の業者さんでも十分対応可能でございますので、そこに着目して、極力、地元の皆さんを対象にした発注の仕方なども担当課のほうでは配慮といいますか、工夫をしながら対応しているというふうなことなどは承知してるところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。今、町長のほうからね、地元のできる仕事は地元でと、まあ、そういうことでありました。

これから仕事が少なくなってく、建設業は受注産業ということですね、仕事がなければ雇用もままならない。仕事が受注できなければ、協力業者も、下請業者も、納入業者から、非常にこの裾野が広いというか、建設業は地元経済に与える影響が非常に大きいということで、できるだけ地元でやれる仕事は地元でと。まあ今、町長からそういう話もありましたんでね。

この競争入札参加資格についてはですね、必要に応じて発注者が定めることができるとあります。これ、山元町では、この発注者が定めることができるということは、山元町ではどういうふうに定めてるのか。その辺、お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的な内容でございますので、担当課長のほうからご説明させていただきますというふうに思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。そちらの、地方自治法の規定かと思われまじけれども、本町におきましても、指名競争入札、まあ原則は地方自治法のほうで想定しているのは一般競争入札というものを想定しているかと思ひますけれども、本町の場合におきましては指名競争入札ということで、指名委員会での審議を経まして、さまざまな角度からどういった業者さんを今回の入札に指名したらいいかということ、さまざまな角度から指名委員会の場で審査いたしまして、その上で複数の業者さんを指名して、入札を行うという指名競争入札を行っているというところがございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まあ今、回答ありましたけれども、山元町独自のその競争入札参加資格についてはね、山元町、必要に応じて発注者が定めることができるということで今、その回答ありましたけども、この地元の、結果ね、その受注の機会確保につながるのかどうかお尋ねします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。指名競争入札、指名委員会の場においてでもですね、工

事の規模ですとか、その工期、そういったものもさまざま勘案しながら業者の選定を行っているところがございますが、その指名委員会の場におきましても、その地元の業者さんでできるものについては極力やはり地元で行うべきであろうというような視点でも審議を行っているところがございますので、そういった場においても地元業者さんへの配慮といいますか、競争性を確保した上でそういったことも担保できるのであれば極力、地元業者さんのほうを指名してですね、工事を入札、それから工事執行していただきたいというように考えております。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、次に3番目のこの、工事の適正な進捗管理、工程管理はもとより、安全管理、どのように考えてるのかという点であります、その再質問ということで質問してまいります。

まず、この復興工事は町内各所で行われている。昨年度も含めてね、近年のこの建設現場での事故、この事故をどういうふうに把握してるか。事故の実態、どうなってるのかお尋ねします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。平成28年度のですね、町内工事の建設関係の事故でありますけれども、昨年は1件というような形となっております。以上です。

3番（竹内和彦君）はい、議長。昨年度、1件ということでありましたが、これは坂元中山地区の、この道路工事現場の事故だと思っております、それでいいですか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。おっしゃるとおり、久保間中山線の万太郎橋の現場での事故となります。

3番（竹内和彦君）はい、議長。この現場での事故ですね、これ、内容はどのような事故だったのかお尋ねします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。本件の事故につきましては、町道久保間中山線の道路改良工事だったんですけれども、町内の業者が受注いたしまして、平成29年の2月の18日土曜日だったんですが、午後1時半ごろ、橋梁の下部工を支えるその交換くい、交換の基礎ですね、基礎杭を打つ際に、杭打ち機で杭をつり込んでる最中にですね、それを支えるワイヤーが破断しまして、杭を打ち込むそのモンケンと杭の間に両足を挟まれまして、緊急病院のほうに搬送されたんですけれども、翌日に亡くなられたというような状況になってございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。今、事故のね、どういう事故だったか説明いただきましたけど、この事故の原因というのは、何かこの重大な過失というのはなかったのか、あったのか、お尋ねします。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。今、事故の状況につきましては、労働基準監督署、あとは警察のほうで状況を検査しているという状況です。あと、その直接な原因のそのワイヤーの切断に関しても、労働基準監督署のほうがその破断したワイヤーを検査室のほうに持ち込んで今、どういう荷重がかかって切れたとか、そういった形のを調査してるというところで、まだ最終的な結果が出てないという状況でございます。

です、直接的原因がどのようなところであるのかといったところの最終的な見解が出てないというような形になってございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まだ、この最終的な原因がまだわからないということですが、そうしますと元請のこの処分というのはまだ決まらないということですか。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。一般的に死亡事故となりますと、通常、指名委員

会のほうで行います入札参加登録業者指名停止措置要領に基づきまして、例えば指名停止等の処分を下すという形になるんですけども、まだその見解が出ていないというところで、受注者の重大な過失によるものなのか、ある程度その予見が難しい原因だったのか、そういったものが出ない限りは、そういったその処分も出せないというような状況でございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。まだ、この処分がね、労働基準監督署の判断がまだ出てないということで、まだこの処分の最終的な、どういうふうな処分になるかわからないということで。もう既に事故から7カ月過ぎてる。少々ね、遅過ぎるんじゃないかというようには思いますけれども、まあいいです。

それでは、この工事の安全管理ということで質問しておりますので。この工事の安全管理、工事には必ず工期というものがあります。完成するまでの、このいつまで完成するという工期ですね、この工期設定に無理があると、非常にこの事故につながりやすいということは言える。まあ、現場では予期しないことがよく起こるということで、工事は遅れるのが多々あります。その工程管理に余裕がなければ、現場では無理に工事を進めて、結果的に事故の誘発につながるということだと。

そこでね、この工期の件は、発注者側と工事を受注する側では立場の違いから、受注者側では工期に無理があるなど、なかなかこれは言えない。ですから、発注者側から無理な工期を設定しないということが一番の安全管理だというふうに思いますが、町長、どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な、この物事の捉え方というのはですね、議員ご指摘のとおりだというふうに思います。今、大変な公共事業が展開されておりますけれども、今後ともご指摘の趣旨を踏まえて、極力、安全管理に配慮した工期になるように努めてまいらなければならないなというふうに思うところでございます。

3番（竹内和彦君）はい、議長。以上で私の質疑、終わります。

議長（阿部 均君）3番竹内和彦君の質疑を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時25分といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいま提案されております各種会計のうち、一般会計及び国民健康保険事業特別会計について総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1件目は、シルバー人材センターの取り組みについてであります。計画に対する実績等をどう評価し、今後に生かそうとしているか。これまでの取り組みの現状を示されながら、今後の対応についてお伺いいたします。

2件目につきましては、各種基金の取り扱いについてであります。一般会計財政調整基金、国保財政調整基金、減債基金、奨学基金、ふるさと振興基金について、28年度の実績評価と今後の対応についてお伺いいたします。

3件目につきましては、保育所建設の取り組みについてであります。当初予算、保育施設基本計画策定に係る業務委託料410万8,000円につきましては、この1年間の取り組みをどう評価しているかお伺いいたします。

以上、3件を総括質疑といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、シルバー人材センターの実績への評価と今後の対応についてですが、一般社団法人山元町シルバー人材センターは、社会参加と生きがいを求めるシルバー世代の経験と能力を生かし、就業の機会を確保、提供することにより、活力ある地域社会づくりを実現するために、昨年8月、設立総会が開催され、10月から業務が開始されたところであります。

設立初年度の計画としましては、会員数150名、受注額約3,000万円を目標に掲げておりましたが、実績を申し上げますと、今年3月末の会員数は121名、昨年10月から今年3月までの半年間の受注額は約930万円と、いずれも計画を下回る実績となっております。

シルバー人材センターにおける受注業務に関しましては、草刈りや除草などの一般作業が業務の大半を占めておりますが、昨年度の開所時点において、これら業務の、いわゆる繁忙期を過ぎておりましたことから、計画を下回る要因となったものと分析しております。

一方、今年4月から7月までの実績について参考までに申し上げますと、会員数については計画を下回るものの、受注機会の確保や就業延べ人数はおおむね順調に推移しており、来年3月までの稼働を想定しますと、国庫補助の採択基準は満たすものと見込んでおります。

町としての今後の対応方針としましては、現状、業務の受注は十分な量を確保しておりますが、これらの業務量に比べ、就業する会員数が不足していることにより作業をお待ちいただくこともあると伺っておりますことから、目標である150名の会員確保の実現に向け、センターが行う広報活動や普及啓発活動に対し支援してまいりたいと考えております。

また、町が発注する草刈りや清掃等の共有施設の維持管理業務について、シルバー人材センターを活用することで、センターの運営面に対する支援はもとより、高齢者への雇用の場の提供に努めてまいりましたが、こうした取り組みを引き続き継続し、センターの円滑な事業運営と、シルバー世代が活躍できる環境づくりに、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、各種基金の取り扱いについてですが、まず一般会計の財政調整基金についてですが、平成28年度末の基金残高は約70億1,000万円であり、平成27年度末の基金残高約69億1,000万円と比較すると1億円の増額となっております。

また、基金の運用状況については、平成27年度決算剰余金等として約8億1,000万円を基金に積み立てており、財源不足として約7億1,000万円を基金から取り崩しております。

なお、昨年度更新した中期財政見通しの推計値は約68億2,000万円であり、平成28年度末の残高が約1億9,000万円加わっております。その主な要因について

は、財政調整基金に積み上がっていた復興公営住宅の家賃補助金の補助裏相当分を町営住宅基金に積み立てたことにより、約1億8,000万円の減となる一方で、事業の進捗や実績精算時期の兼ね合いから、震災復興特別交付税の復興財源の返還額が中期財政見通しの推計値より減少したことにより、4億9,000万円の増となったことなどによるものであります。

また、財政調整基金のうち、準一般財源に当たる真水相当分については、各年度の年度末残高から翌年度以降における震災復興特別交付税等の返還見込み額を控除して算出しておりますが、中期財政見通しでは約42億7,000万円を見込んでいたのに対し、前年度決算額は約41億円となっており、1億7,000万円下回っております。その主な要因については、ただいま申し上げました年度末残高の増加により約1億9,000万円の増となる一方で、翌年度以降の返還見込み額が中期財政見通しの推計値を約3億6,000万円上回ったことにより、逆に減少に転じたものであります。

現在、平成28年決算などを踏まえた中期財政見通しの見直しを行っておりますが、今後は人口減少の影響等により地方交付税が減少する一方、税収の増加や過疎債の活用など新たな財源も見込まれているところであります。

町といたしましては、本見通しで示された結果を参考にしながら、年次計画の見直しや適切な財源対策等を講じることで、将来を見据えた計画的な予算編成・執行につなげてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業特別会計の財政調整基金についてですが、平成28年度末の基金残高は約4億2,000万円であり、平成27年度末の基金残高約4億8,000万円と比較すると6,000万円の減額となっています。

また、基金の運用状況については、27年度剰余金等として約7,000万円を基金に積み立てており、27年度に実施した大幅な税率引き上げの財源等に充てるため、約1億3,000万円を基金から取り崩しております。

なお、27年度の税率改正時における基金残高の計画値は約4億円であり、28年度末の残高が2,000万円上回っております。その主な要因については、被災自治体の医療費増に伴う国の財政支援が延長され、特別調整交付金が交付されたことによるものであります。

今後の基金に係る対応についてですが、国の被災自治体に対する財政支援の終了や、本町の医療費が高い水準で推移している状況から、基金残高は減少し、厳しい財政運営になるものと見込んでおります。

また、来年度に実施される国保事業県単位化等制度改革により、県内市町村の中でも極めて低い国保税率である本町においては、国保税の負担増を余儀なくされるものと推測されます。これらに対応すべく、基金を活用した国保税率激変緩和等による、町独自の被保険者支援策を検討しているところであり、今後、税制制度改革に伴う国、県の公費による支援策や、県に納付する国保事業納付金額等が公表された際には、常任委員会等の場面を通じ、ご意見を頂戴し、協議した上で、被保険者の皆様に制度改革等による過度な負担が生じないように配慮した支援を実施してまいりたいと考えております。

次に、減債基金についてですが、平成28年度末の基金残高は約5億2,200万円であり、前年度の基金残高約5億2,400万円と比較すると200万円の減額となっています。内訳については、下水道事業が地方公営企業法の適用となる平成21年度以

前に借り入れた特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水整備事業、これらの償還財源として基金を取り崩しております。

なお、町全体の町債残高については、現在、復興交付金を初めとした国、県からの手厚い支援を受けていることに加え、過去に借り入れた町債が段階的に完済を迎えていることから減少傾向にあります。今後は庁舎建設事業や過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行の影響等により、一定程度、地方債残高が増嵩することが見込まれていることから、基金残高や財政指標等の推移も見ながら活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、奨学基金についてですが、28年度末の基金残高は約3,910万円であり、前年度の基金残高約3,330万円と比較すると580万円の増額となっております。内訳については、前年度からの継続貸付者2人に対する貸付金として約80万円を支出する一方で、貸付金回収対象者42人からの回収金、約660万円を基金に積み立てております。

震災後は、町の奨学金借り入れ申し込み件数は減少しており、その要因としては、県で実施している被災生徒を対象とした高等学校等育英奨学資金、いわゆるその被災生徒奨学資金でございますが、これを活用する機会が多く、この奨学資金については、卒業後に一定の要件を満たすことにより返済が免除される制度となっているためと考えられます。

なお、今後につきましては、県で実施している被災生徒対象の奨学金制度が縮小された場合、町の奨学金を利用する生徒が増加すると見込まれることから、今後の動向を見ながら、制度の活用を促進してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと振興基金についてですが、28年度末の基金残高は約5,330万円であり、前年度の基金残高約4,810万円と比較すると520万円の増額となっております。内訳については、山元町ふるさと振興基金運用要綱に基づき、新旧市街地触れ合い交流会、山元町民パークゴルフ大会、山元町夢いちごの郷親子ふれあいマラソンの各事業に対して、合わせて約40万円を支出する一方で、ふるさと納税寄附金等約560万円を基金に積み立てております。

この振興基金につきましては、一昨年度より制度を拡充したふるさと納税寄附金から、諸経費を控除した部分を基金に積み立てており、今後とも増加が見込まれますことから、町といたしましては、今後とも積極的に活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、保育所建設の取り組みについてですが、保育施設基本計画策定に係る業務委託料については、坂元地区における保育機能等を検討するため、昨年7月末、保育施設基本計画策定に係る業務として設計事務所へ委託し、これまでワークショップやアンケート調査を通じ、町民の皆様方、保護者の方々の意向、ニーズをお聞きしながら、具体的な検討に取り組んでまいりました。

その委託業務については、発注当初、今年3月末までの業務完了を見込んでおりましたが、ワークショップで出された意見等を踏まえ、保護者を対象としたアンケート調査及び分析業務を追加したところであり、そのため、新たに2カ月程度の期間を要し、年度内での支出が終わらないことが見込まれたことから、主管課において、常任委員会等への場面を通じ、業務の進捗とあわせ、履行期間の延長等についてご説明申し上げながら、次年度への明許繰越により対応したところであり、

町といたしましては、新たな調査業務の追加により、次年度での計画策定とはなりませんが、より保護者の意向確認を掘り下げた結果であり、アンケート調査の回答率40.3パーセントが示すとおり、現時点での保護者の意見及びニーズがより一層反映された計画書になったものと認識しております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。1件、シルバー人材センターの取り組みについてお伺いいたします。

シルバー人材センターの業績、実績につきましては、ご説明受けたわけではありますが、そもそも10月に開設して、これまでに至っているわけですが、当初の計画、目標との関係でいいますと、答弁の中にもございましたが、まだ十分な実績が得られていないということではありますが、これらの実績について、どの程度といいますか、今後の対応も含めてですね、最終的に今後については十分とは言いませんが、何とかこう維持できるというようなお答えにもなってるようなんですが、本当にそうなのか、この数字等々で判断しますと、なかなか厳しい状況が今後も生まれてというよりも、今後も心配、懸念される場所ではないかと思うわけですが、その辺の懸念、不安について、町長の立場から、いや、大丈夫だとかね、その辺のこう思い、考えを確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど申しましたように、年度の後半からのスタートというふうな、その立ち上げたタイミングの問題、それから事前のシルバー層への意向調査と、実際このスタートした段階での、皆様方からの会員登録の関係が、残念ながら期待していたほどの状況がなかったというところがございます。

そして、先ほど申しましたように、年度当初からのですね、年間を通じたこの業務量の関係からしますとですね、今年度につきましては一定程度の業務量が年間を通じて確保できる見通しとなつてございますし、国からの一定のその要件を満たせばですね、いわゆる支援、補助金を頂戴できるという、その業務量のある関係がございますが、そちらについても一定程度クリアできる見通しが立つのかなというふうに思っております。

具体的なその業務量、どのくらい確保すれば、実績を上げれば一定の支援がなされるのか、担当課長のほうから少し補足させていただきたいというふうに思います。（「いい、そこまで」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その前にですね、ちょっと確認したいことがあるわけですが、答弁の中でですね、設立初年度の計画としては、会員数150名という会員の設定、しておるわけですが、それに対して121名ということで、なかなか大変だというような状況が続いているという中で、そして先ほど来の、まだこの辺には、町のほうでもこの会員の不足ということについては懸念、不安を示している中で、実際この150名までのね、そしてこの会員数が整わなければ当然、業務量もね、目標としての業務もこなせないということになるかと思うんですが、その辺の根拠のある不安といいますか、が今、示されていますし、これはあくまで初年度が150名で、我々が当初あの説明を聞いたときには180名で採算ベースといいますかね、合うんだというそこを、それが最終の目標と言いますが、あつて初めて対応できるというような受けとめを……という報告なり説明を受けているわけですが、その辺の関係についてもどうなのか。ちょっと、その会員数の不足からですね。

仕事量はね、予算を見ると相当ね、先ほどの答弁の中にもありましたが、町の支援で、

その発注する仕事量は相当こう確保されているんだけど、それを担うその会員数の関係でどうなのか。

その辺の、町長、考え、受けとめ、どうなってるのかお伺いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まずですね、この計画を下回る会員数の関係につきましてはですね、まあ県内、調べて、有効求人倍率が1を多く上回るという関係、まあこれも町内でも通用することをごさいますね、年間を通しますと、大型のイチゴハウスなりですね、東部の大規模なこの農業、営農ですね、農業法人での作業、あるいはその駅前への商業施設の進出等々ですね、まあ一定のシルバー層も含めた需要がおかげさまで確保できてるのかなという、そういう関係もごさいますね、当初はシルバー人材センターができればと、自分もそこで活躍したいというふうな方々が今、少しそちらのほうにシフトされてるんじゃないかなというふうな、そんな見方もしてるところでございます。

まあ、いずれご質問のあった関係につきましてはですね、先ほどちょっと、担当課長からと言った部分とも関連するわけでごさいます。国のほうでは、1日にこなした実績ですね、これに見合って、当然その会員数にもよるんですけども、会員の大小と、1日に対応するその業務量、これに応じて支援策が講じられてるというふうな関係がございます。

先ほど申したように、基本的には、私は、今年度は大丈夫だろうというふうに思っています。具体の関係を担当課長のほうからご紹介させていただければというふうに思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。それではお答え申し上げます。遠藤議員がおっしゃられました、180名なり150名の数字というふうなものについては、設立の際にですね、常任委員会なり全協なりでいろいろご説明させていただいた経緯がございます。この会員数もそうですし、全体のその受注金額ですか、これらを算出するに当たりましては、2つの視点、観点から算出してございます。

まず、1点目はですね、国庫補助が受けられるかというふうなのがまず1点。もう一点は、実は同じ規模の自治体でどのような今、状況かというふうなことがございまして、村田町をですね、まあ人口規模でいうと大体同じくらいなんで、村田町の規模というふうなものを参考に算出させていただいたというふうなことで、まず1点のご理解いただきたいと。

最初の質問のですね、今年度の事業執行、大丈夫なのかというふうなお話に移らせていただきますけども、現時点でですね、4月から7月までの稼働等々についてはもう既に実績として上がってございます。あと、8月、9月というふうなものについては、まだ実績は当然出てませんが、4月から7月までの受注というふうなものについては、ならして、当て込みまして、そして10月から来春までの3月までですか、これらについては、単純に去年の数字というふうなものを当てはめていったときに、まあ十二分に国庫補助の採択基準は達すものというふうなことで、現時点では見込んでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、今年度は、先ほどの説明、今の説明でもありましたが、何とか国の補助は受けられるような状況になってるということでもあります。まあ、その辺については評価すべきなのかというふうに思います。

しかし、今後ですね、まあ今みたいに大きなその不安、懸念を抱えてる中で、今後の運営状況について、じゃあ、どう想定してるのか。例えば、体制状況とかですね、運営状況、まあ私のこの受けとめでは、180名でようやくこのペイするというふうな受けとめ方が大なんです、国の補助の部分では、100人以上の会員を求めれば、ある一定の補助が出てくる。それ以上ふえれば、だんだんこの国の補助も上がっていくというような説明は受けているわけですが、果たして全体の運営していくときに、収入、経費との関係でね、どのぐらいで大体ペイペイといつかね、安定したこの運営をされるのかという部分についての具体的なその説明はないんですが、これまではね。

ただ、やっぱりその180と、私の理解では会員180名確保すれば何とか取り組んでいかれるというような受けとめをしてるんですが、そういう受けとめでいいのかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まあ、個別具体の関係でもございますので、担当課長から詳細、ご説明申し上げたいというふうに思いますが、これまでもお話しさせていただきましたようにですね、必ずしもその180名という会員数にこだわらなくてもですね、議員もご紹介していただいたように、100人以上からのその人数の刻みがございましてですね、一定の業務量をこなせば、一定の国からの補助が頂戴できるという、そういう仕組みになってるもんですから。まあ、こういうその人数と一定の業務量を平均的に維持していければですね、継続的な、安定したこの業務の運営というのは、可能性は大いにあるんじゃないのかなというふうに考えてるところでございます。

議長（阿部均君）よろしいですか。（「詳しくこまいの、あと……」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。基本的なその考え方といつかね、あいつを確認したいということ。

という、運営していく上でね、全体としてどういうふうに理解すればいいのかわかっていうのがあるんですが、といいますのは、ここにも示された物的支援、人的支援、補助金とかですね、というので今、成り立っているんですが、当初ね、これは設立当初から、これは当然、仕方ない。

その辺がね、じゃあ人的支援が今現在、正規の職員が2名派遣されてるわけですが、いつまでこの支援が続くのか、続けなくちゃならないのかとか、あるいはその町の補助金ですね、これもいつまで続けなくちゃならないのか。まあ、基本的には独立採算というのが私、基本かなというふうに思ってるわけですが、しかしながら大事な事業であるということも認識……というように見れば当然ね、そんな町の支援というのは当然求められるところで、それは否定する何物もないんですが。

しかし、そういったものがいつまで続くのかということも現実のものにしながら進めていかないと、いつまでも続くことになつとね、という心配、懸念もあるということから確認するわけですが、その辺の対応についていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のとおりですね、町の職員を何だかの形でいつまでも派遣するというのは、本来の対応のあり方ではないだろうと私も考えてるところでございます。まあ、早くセンターが名実ともに、この自立できるような体制を確立できるように、まずは当面、努力をしていくというふうな中で、まあ一定期間はこの職員の派遣を継続せざるを得ないんじゃないのかなというふうに思います。

そういう中で、早く安定軌道を確認できればですね、その時点でまた派遣のありよう

というのを再検討してまいりたいなというふうに考えてるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、会員確保がね、結構この苦勞してるということなんですが、ちなみに亘理のほうに今でもこう稼いでるというか、行ってる人というのはいんのかやでねくて、いるのでしょうかと。まあ、そういうのも対策の、もしいるのであればやっばし、まあ引き抜くつつうと今度、向こうからごしゃかれっかもわかんねえけども、その辺の対策、対応と。まあ、その辺の考えまでしてるかどうか、あるのかどうかっていうのを確認します。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。まあ、町なり、その市の、何ていう、圏域といいますか、越えてやれるのについては、その登録、山元町の町民が亘理町のそのシルバー人材センターに登録するというふうなことについては基本的にできないと。ただ、逆に山元町の人が亘理町のシルバー人材センターを活用することはできるというふうなことがありますので。まあ、人の関係については、やはりその町内の中で何らかの形をもって、今後その会員増に努めていかざるを得ないのかなというふうなことで考えてございます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、シルバー人材センターの取り組みについては、私も否定する何物もないんで、お互いに……お互いにというのは働く人もですね、町もですね、有効なっていうか、利益になるような方向での取り組みをぜひ続けていただきたいということ求めて、1件目については終わりとします。

次、各種基金の取り扱いについてということですが、まず一般財調について確認をしたいと。まあ、いろいろこの運営等々については確認されたわけですが、ここで真水相当分の動き、まずその前にですね、この真水相当分という表現をしてるわけですが、この性格について確認したいと思います。これは課長でよろしいです。どのような性格のものなのか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。真水相当分というふうに、いわゆるというような形で表現させていただいておりますが、財政調整基金のうちですね、後年度、今後返還する見込みである震災復興特別交付税、そういったものは基本的にはその返還するということで、もう用途が、使途が決まっております。その部分を除いた、純粋に町として自由に使える財源ということでの位置づけとなっております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、今現在、41億というふうに言われているわけですが、この数値につきましては、まさに従来、言われている一般財政調整基金、一般会計のですね、という捉え方だと思うんです。

まあ、この41億という数字がね、んでどのようなものなのかということなんですが、どのくらいのものなのかという確認なんですが、震災前、50億、60億の時代、一般会計がね、時には10億前後……まあ10億前後でもこれは相当な貯金かなというふうに私は受けとめてたんですが、それが今現在ね、41億、まあ真水相当分で、あとそのほかの部分、今、言った返還分ということを見ると、私はこの真水相当分というのは、一般、通常の分の中での41億というふうな捉え方、通常といいますかね、復興に関係ないつつうかね。となると、これは相当な額に上るのかなというふうな受けとめがあります。

ただ、いつも最後にですね、しかし今後の情勢、状況云々ずっと大変厳しい、まあこれは監査のあれにもあるんですが、しかし一般町民から見ますと相当なこれは額の貯金

だなというふうな受けとめがあるんですが、そうした受けとめに間違いはあるのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員おっしゃるように、この財政の規模にもよるといふ部分があるんですが、まあ直近の新しい数字ではございませんけども、この県内の町の平均的な財政調整基金の保有額というのは、12、3億ぐらいだといふふうに認識しておりますのでですね、確かに41億という数字は結構大きな数字になるのではないかなといふふうには思っております。

まあ、今たまたま復興需要、ピークは過ぎたといえですね、震災前の3倍以上の一般会計の規模になっておりますのであれなんですけど、これが震災前の規模に戻った場合はですね、一般会計に近い財調があるというのはなかなかそうないんじゃないのかなといふふうには思います。

すると、これからの見通しの関係で言えばですね、やはりどうしても財布を預かる立場からしますと、このやはり財政規律という側面からしますとですね、まあいろんな不安定、不安要素も相当程度、加味しながら、この財調というものを大事に執行していかなくちゃいけないという観点に立つもんですから、プラス要因になる部分と、あるいはマイナス要因になる部分を両方同時にご紹介する中で、余りこの財布のひもを緩めてもまずい面もあつたりしますのでですね、まあ良識のある財政運営をしなくちゃいけないといふふうなことでの言い回しに終始してきてるといふようなことで、ご理解をいただきたいといふふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。これはね、まあ普通、今の全国の自治体の財政事情、状況を見たときには、相当な基金高ということになるのではないかといふふうな見方をします。

そして、あることはいいことで、それを、んでどうすればいいの、有効活用ですね。それも生きた金にする、それも住民のために、住民の全体ですね、一部の住民ということではなくて、全体の住民を対象とした、この有効な金の使い方をしていかなければならないのではないかといふふうに思います。まあ、それ聞いても、まあいい答えが返ってっからね。

とういうことでね、この件については我々も十分注視、監視しながらですね、有効な使い方をしていくべきだということを訴え、伝えておきたいと思います。

次に、この国保財調の関係についてなんですけど、これはもう従来、何回もやりとりしてるんですが、結果ね、決算を見ると大体同じ……例えばです、当初で2億取り崩して、何とかその不足分をそれで対応してる。最後、見ると、結構同じぐらいの剰余金を余して、それをまた積み立ててという繰り返しで、基金高はそんなに大きく減ったりとかつていふふうな……結果ですよ、そういうふうなっていないんですよ、これはね、事実、数値として、流れとしてね。

この高レベルのね、これまた高レベルと私は見てるんですから、基金高がですね、これの有効活用というの俺はすべきだと思うんですが、この件についてはね、まあ来年からまた制度が大きく変わる等々あるわけですが、やっぱこの辺の、もっとこっちも、これもこう金の使い方ね。

例えば、確かに当初、財源不足でなかなか収入、こう見当つかない、見通しつかないというようなことで崩すけど、その崩し方が、予算のとり方が非常に甘いと思う。そのことによって、足んないつつうことでね、結局、収入が足んねえつつうことになれば、

出すほうも……まあ国保の場合、逆なんですけども、逆に言うと、高く見積もって、そして結果……違うな、やっぱ歳入の見積もりが非常にこれはね……まあ今の課長だけっていうことでなく、従来そういうやり方をやってきて、それをこう引き継いでることからこういうふうな……って思うんですけども。

この辺もね、少し今後変える……もっとこれも有効な使い方をしていくべきかなというふうな、この決算の結果を見てそう感じる。これはもう何回も同じ内容で、こうやりとりしてるんで、別にあれなんですけど、やっぱり考え方、あと対応の仕方を、これはやっぱりこの結果を見てね、やっぱり慎重に、やっぱりこれまでこの住民のといいますか、加入者の姿を見て、暮らしを見て、当初、今後ね、対応していくべきだと。

今回はとりわけ、いろいろ制度が変わると。でね、きょう、それも目的、本来ならば、もう今この時点で、県との関係で大体このキャッチしているはずなんですけど、それに対して、どう町として迎えるのかね、対応を示すのか。もし、過度なものを要求されているのであれば、やっぱりそれは戦うつつうとおかしいんですけども、県に対して物を言う、大きい……まあ、この間の確認の中では、今の基金をつくって、過度な激変は避けるというような明言はされているんですけど、その対応の仕方によって甘さがあると、県のほうに負けて、そして結果その負担増にという心配、懸念も、やり方によっては、取り組み方によってはそういう心配、懸念も、この間の、これまでのやり方、対応を見ると、大きな心配、不安があるということから、この辺についての、これは要望、訴えていきますかね、現にやっぱり取り組んでいく必要があるということをお訴え、求めて、この件については終わります。

次に、減債基金についてなんですけど、この間の活用の実績につきましては、先ほどの答弁から得られているわけなんですけど、そもそもこの減債基金の活用目的って何なのかということをお若干確認したいと思います。その点については課長からお願いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。そもそも減債基金の目的というお尋ねかだと思います。この減債基金につきましては、そもそも昭和50年代の高度経済成長期におきまして、国のほうで大きな財源不足が出たというところ、それから各自治体においても公共事業を大幅に拡大して行ったことから、大きな起債を行っている。その後年度の償還に当たりまして、多額の財政負担が求められるおそれがあるということで、それに備えて基金を積み立ててきたという性質のものでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、そういうことで、大体その当時の高率の利子等々という時代があって、それにも充てるとかね、今、言うように、対策、対応してきたわけなんですけど、その時代はもう終わったんで、今もうマイナス金利と言われてるときね、借りる利率だって少ない中でね。

実際に、今まで繰り上げ償還、結構やってきましたよね、これを使って、あるいはその交付税の中でというか。そんなときも、あんまりこの減債基金って使ってねえんでねえかなという記憶あるんですけど、まあそれは置いて。

何を言いたいかという、その5億という金額がね、妥当な金額なのかどうなのかという、今後のことも含めて言いますとね。私は、これはもうそもそも、もう一般のほうに振りかえてね、これ振りかえることができますね、一般財調ね。基本は、その借金返すのに使うのが基本なんですけども、一般財調等にこれね、これを無駄な使い……ほかのところに使うっていうことでなくて、一般財調は可能かと思うんですけど。

そして、先ほど来の、まあ41億円もあつたら、何もほっちさ回すこともねえべつうこともあつかもわかんねえけども、だけんども、やっぱり減債基金としてこのままずっとこう残しておいていいものなのかどうなのか。これも今、5億積んでたって何ぼも利息、利子たまねえべ。昔だったら6パーセントだ、7パーセントだ、相当、預けておっただけでふえたという時代もあったんだけども。

ということから、これもこの有効に使うべきというようなことで、この活用方法の変更というのは考えられるわけですが、その辺、町長の考えについてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、現状の一般財調、いわゆる真水分に相当する基金が積み上がってるというふうなことなども考慮してもという……まあ一面、議員のご指摘のとおり、部分はございます。

ただ、先ほども申しあげましたように、どうしてもこの財政を担当する立場からしますとですね、まあ一定のその安定といいますかね、リスク管理といいますか、万が一というふうなことも一定程度は念頭に置いてやりくりをせざるを得ないという部分が相当ございます。

そういうふうな兼ね合いからですね、そういう基本的な部分と、まあ、これ言うと議員から余り……という部分も懸念されるんですが、要はまだまだその起債の残高も一定程度あるし、これからの新たな起債の部分もあるというふうなことも念頭に置きましてですね、やはり一定の金額は常時こうプールしといたほうが安心できんのかなというふうなところかなというふうに思います。

まあ、5億が必ずしも必要かと言われればですね、その規模的なものについては、いろいろと検討の余地はあるのかなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話になつとね、またちょっと確認しなくちゃならないということになるんですが、減債基金についてね。

今後は、庁舎建設事業や過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行の影響等により……過疎債の発行の影響等によるですね、一定程度、地方債残高が増嵩することが見込まれていることから云々と。まあ、ためとかなくちゃならないというような先ほどの答弁だったかと思うんですが。

逆に言いますとね、一般財調のほうでも確認されてるところですが、今のところ、逆に言うとはですね、過疎債を有効に使うというようなことから、財源についてはね、当面大きな後退ということは考えられない状況を皆さんの口からも、こう伝わってきてるんですが。

ということがあるときには、これ、やっぱり金の有効活用なんですよ、今、大変な今、まだまだね、この間のきのう、おととい、そのね、いろいろ一般質問の中でも取り上げられてる。まだまだその苦しんでいる方々がいる中で、一方でこういう金があるというときには、やっぱこの有効活用というものをね、やっぱ真剣に考えなくちゃならない今、時期なのかなと。

そして、それを有効活用しといてもですね、まあ何千万の世界とかね、何十億の世界を求めているわけでないです、今の状況をね、少しでもよくするといえば。そういった程度で喜ばれる被災者の方々、一般町民の方々がというふうに考えたときに、これの有効活用というのは本当に真剣に考えなくちゃならないというふうに考えるわけです。

この減債基金についてもですね、これ、借金返しのために必要なね。これについても、

これを使わなくても、例えば今、言ったその過疎債についてはちゃんと100パーセント確保されてるといふ我々の……まあ70パーセント、どうでもいいんですけども、確保されてるといふことを見れば、このことをもって、減債基金をもっと確保しておかなくちゃならないというふうなことにはならない。今、この答弁の中にそういう表現があったから今、確認してるんですけども。

過疎債で金を、借金すつから減債基金をためとかななくちゃならないという理屈はどこにも出てこないと私は思うんですが、まあ、しかし先ほどの答弁の中ではそういう表現をしているわけなんだけれども、その部分、ちょっと俺の認識に間違いがあったらあれなんで、そこの部分だけを確認します、課長に。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。過疎債ですけれども、事業に対する充当率については満額100パーセントということですが、交付税措置、後年度、交付税措置されるのが7割ということで、3割についてはやはりそのまま返さなければいけない金額として残っております。やはり、その返済に備えてということで、ある意味セーフティネット的な意味合いですね、減債基金というのは一定程度積んでおく必要があるんじゃないかというように考えます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。まあ、その辺の理屈にわかるんですが、5億まで必要かとね、ということで改めて確認してるんですが。

だから今、ちょっとこの表現だと、過疎債、それを使うことによって、まあそれも借金だから、だから残しておかなくてねえということをお願いいたさうけれども、しかしそうはいってもね、今、言った何割、3割、そしてその過疎の事業がどれくらいやっかつつのも、それが自立計画の中で示されてるのかなというふうには思いますが、それにしても5億というのはいかがなものかということでの確認なわけです。

私は、減債基金についてね、こんなに確保しておく必要はないと、これをもっと別なところに移して、有効に使うべきだというふうなことを、この件についてはそれを伝えて、訴えて終わります。まあ、堂々めぐりになる議論にもなるということも考えられるんで、これは大いに町民のために有効に活用すべきだということを伝えておきます。

次に、ふるさと振興基金の活用についてお伺いいたします。

この件については、まあ実際、活用してんのは、28年度は40万円ということだったわけですが、その中で、これ別な場面でも私、ちょっと取り上げた経緯があるんで、改めて確認したいんですが、パークゴルフ大会についての、その15万円の使われ方ですね、についてとりあえず、まあこれも前にも確認してるかと思うんですが、改めて確認したいんですが、このパークゴルフ大会への補助15万の活用について、その実績をどのように評価しているか、町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この件につきましてはですね、この振興基金の運営の要綱に照らし合わせましてですね、検討委員会の中で審議をし、該当する部分についての支援をさせていただいているというふうに理解しておりますのでですね、今のこの要綱上は的確要件のあるものだと、支援内容だというふうに理解してるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私、いい悪いということ言ってるわけじゃなくて、実績どうだと、15万のね。といいますのは、町長、この件について収支決算書を見てますか、28年度。これ補助事業ですから当然確認していると思うんですが、28年度のこのパークゴルフ大会のときの収支決算というの、見てますか、確認してますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。実績報告がですね、それぞれの分、上がってきておりますので
ですね、中身は以前、目を通しております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。それらを含めて、どのように評価してるかという質問だったわけですが、まあ時間も時間ですのでこちらから確認しますと、予算額 29 万 5,000 円に対して、51 万 8,000 円、そしてその予算額 29 万 5,000 円の中に、町補助金が 15 万円ということになってるんですね。

それから決算額を見てみますと、この委員会関係というか、パークゴルフ関係のが 36 万 8,000 円で、町補助金が 15 万つつうことで、決算額として 51 万 8,000 円という数値が確認されてるわけですが。

まあ、ここでその 36 万 8,000 円の内訳、本来はちょっと知りたいんですが、本来、参加料 1,000 円とって、このパークゴルフ大会、開いてるわけですが、何人集まって 36 万 8,000 円なってんのかね。あとは何か協賛金とか等々そういった寄附金等々で、合計で 36 万 8,000 円の収入が委員会としてはあって、さらにそれに 15 万円という町補助金があって、その大会が開かれたと。その結果、そしてそれに対する決算額が 23 万 1,900 円ということで、相当残してるというのがこの収支決算でね、業績報告で示されてるかと思うんですが、その辺の使われ方、町補助の目的から合った使われ方になっているのかなと、この収支決算、行政……何報告といいますかね。まあ、それを見てるということですから、その辺をどう受けとめているのが。

といいますのは、今後もこの予定されてるわけです、この補助金はですね、3 年間補助でね。その辺について、どのようにこの収支決算をこう業務報告つつうか、業績報告つつうか、それを受けて、町として引き続きそういうことになるのかね。どういった、この決算内容について、じゃあまたさらにこの説明を受けているのかも含めて、ありましたらお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど、ちょっと先回りしてお話ししたような部分もありましたけども、言うならばこの資金のですね、ふるさと振興基金の運用要綱がございましてですね、どういう部分に、どういうふうな支援が可能かというふうな形での審査、対象内容になってるもんですから、そういう限りにおいて、この妥当性が判断されているというふうにご理解を賜ればなというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、ですからっていつてその実績に対してどうなのかという。

申請されて出すのは、全くそれは否定も何も、大いにその活用して、どんどんそういった運動を支援するというのは全く否定してるものではありませんが、この決算を見たときに、ちょっとこの疑念、疑問が湧いて、そのことの活用、本当にこう補助金の正当な使われ方になってるのかなというようなことでの確認なんです。悪いて私、言ってませんからね。

その辺の、その申請書というのの中にね、申請書の中にその 29 万何がしを使う、その中でこのくらいあつから、だけども、その収入がこれくらいの利用料とあって、15 万のその補助があれば立派にこの大会は開けると、成功されることができるといようなことでの申請を受けて、15 万を認めて出したという形になるろうかと思いますが、それはそこまでいいんです。だけども、実際にやってみたら、大きなその黒字決算と、黒字というふうな表現が当たってるかどうかの、あるんですが、実際やってみ

た結果、29万5,000円の予算額に対して、実際は収入のほうで51万8,000円と、その51万8,000円の中に15万という町の助成金があると。それに対する支出額はどうかだったのかっての、23万1,934円で済んでいるということ。

今現在、そのほかに何も使っていないから、手元に30万近い金がある委員会といいますかね、組織の中の金庫の中に入っていると思うんですが、その中に15万のうちの何ぼかも入っているのかなとかね。15万丸々使ったのか、その辺の使われ方がどうかだったのかなという、ちょっとした疑問に対する、その辺はどうかだったのかなということの確認の意味での今の質問なんですけども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、何回も同じようなご答弁になってしまうんですけども、我々としては、どういうものがこの基金の審査になじむものなのかというふうな観点で、審査の対象をそれぞれ掲げてございますのでですね、そこの中での判断ということになりますので、ケースによってマイナスになったり、あるいは執行残が多くなったりというさまざまなケースがおありだというふうに思うんですけども、そこまでの、今の中での、この審査の仕組みの中ではですね、そこまでは吟味する内容になっておらないというふうに思いますのでですね、この金額のタシについてはケースバイケースで、出てくるのはやむを得ないのかなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。入り口部分はいいんです。だから、その結果を見て次年度にどう生かすか。それは、何か私のささやかな知識の中では、補助金、補助を出す場合にね、その決算でその結果を見て、次年度、この引き続きどうすつか、こうすつかつうのの審査があるやなしやに聞いている。その辺は、私も確認してませんから。

補助金を出す以上、やっぱし町としてはね、いい悪いではなくて、やっぱし正しい使い方、正しい使われ方、当然そういうことだと思っただけです。その結果を見て、どう町が判断して、次年度に生かすのかという部分を聞いているんです。

入り口部分は本当に、もう積極的にそれは大いにやってもらって……、そして逆な場合ね、15万で足んないということも、その実績の結果ね、その報告してもらった結果、ああ、ほんで足んねえな、でも来年はもっとけるつつうとうまくねえね、もっと増額すつからなとかっていうふうになるかと思うんです。

しかしながら、それが十分な、その性格に見合った、目的に見合った使われ方がないときには逆にね、町で審査できる、こういう使われ方でいいんだがやというようなことでやっぱして、次年度は15万だ、まあ計画を見ますと、次年度10万、3年目に5万というふうなことが示されてるようですが、それを、2年目の10万を本当にその審査すつときにどうなのか、もうそいなく決めてしまったから、もう自動的に保障しますよと、何もしないつつうことであればね。

そういう補助金の使われ方でいいのかどうかということも含めて、どうなんだろうかと、町長。この結論を見て……町長、先ほど3の実績報告も見てるということですから、私、聞いているんですけども、確認してるんですけども、いかがなものでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まあ、それぞれの、その主催される方々がいろんなことをお考えの上に、安定的なですね、そしてまた継続的なその大会の開催というふうなものなどを念頭に置かれてるのかなと。今、議員からご紹介していただいたように、毎年、町からの支援金が減るという中で、一定の留保資金を、調整財源を確保しながらやろうとしてるのかなというふうにも受けとめられる部分はあるかもしれません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとおおむね、わかんないですけど、私はそのやってる人
たちを否定してるつもり、さらさらありませんからね。大いにやっていただきたいと。

だけんども、町としては、補助金を出す側からすれば、それが正当に使われているの
か、やってる人たちが悪いことしたとかなんとかつつうこと言ってんでねえからね。た
またまそういう決算したら、このくらいの収入が実は上がってしまったと。それもいい
ことなんですよ、これね、悪いことなんないですよ。そうすると、その決算額を見ると、
これは十分、独自で当面はやれるんで……それもこの出す側からすれば、そういったこ
とも審査の対象になるのかなと、次年度のね。

というふうに考えるわけなんです、その辺の詳しい事業を知ってる方、その補助申
請する場合に何らかの条件等々とかあるかと思うんです。私はね、社協のときかな、そ
ういう話を聞いたのね。補助金を出すときに、必ず前年度の実績を確認して、そして正
当に使われてないか確認して、そんな正当に使われていますよと、目的どおり使われて
いますよと、だこつたら次年度また補助しましょうと。という浅い知識で今、それを思
い起こして確認してるんですが。

誰か、この辺の補助金の対応について責任持って答えられる人いたら、答えていただ
ければ。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。補助金の適正な使い方ということで。まず、今回のパー
クゴルフ大会の用途ということで、さまざま今回、事業費として、用具代ですとか、さ
まざまな経費に今回、私どもで支出させていただいたものが充てられているというよう
に考えてございます。

特に、今回に……（「そんな中身はいいから、正確な、補助金を出すときの、出し方、
何つうんだ……言ってること、わかっぺ」の声あり）ええ。例えば、前年度の実績とか、
そういった、先ほちょっと話に出ました留保財源等々ということ、あろうかと思いま
すが、支出先の団体が、例えば経営が苦しいですとか、赤字だとかそういったところを
今回、この補助金では要件とは当然しておりませんで、あくまでもそういった、このふ
るさと振興基金なりなんなり、要綱の目的、趣旨に沿っていけば、一定の対象事業経費
に対して、今回のケースですと8割ですけれども、補助率8割の上限額15万円という
ことで支出させていただいたということ。

特に、今回は団体のご努力です、参加費が見込みよりも多く入っていたというこ
とはあろうかと思いますが、まあ、それでも我々の要綱上ですね、ご活用いただける補
助額、限度額範囲内だということで支出させていただいたということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それは、あとでちゃんと調べればわかることだからいいだけ
ども、ここで、そこんとこ、そういうことでいいんですか、補助金の使われ方として、
制度上。わかんないから……副町長、その辺は専門家だかどうかわかんねえんだけど
も、県ではどういう、そういう補助金の場合ね、扱い方してんのかね。いや、これ大事
なことだからさ。

副町長（武田健久君）はい、議長。個々具体的に、県のほうでもどういうふうに扱ってるかっていう
のは承知してないんですけども、今、課長からお話がありましたように、赤字補填と
か、事業をやった結果、マイナスになった部分を補填しますというような形の補助金の
つくりには今回なってないというふうに思いますので。そうした意味では、こちらが支
出した補助金がですね、適正に使われているかどうかというところが判断基準になるの

かなというふうに考えてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。俺、そこに結構ね、ほれ、補助金つつうのは、その事業取り組みに不足すっから、だから何とかここの分をお願い、町、出してけねかやというようなことで使われるものだというふうな、私の浅い、小さな頭ではね、形は大きいんだけど、中身は。

こう、そういう理解しているんだけど、今回の場合、決算を見たときに、相当なね、これはその団体にとって非常にいいことだと思うんだけど、相当な、多分……だからその前のね、この申請書がどれだけこの吟味されたかどうかつうことも出てくんだけど、非常に甘かったんでないの。その上限額の8割とかね、今、聞いたら、それ初めて今、聞くんだけど、そのくらいの補助率つつうのは相当な補助率ですよ。それを、この審査の中で通った。それは要件、要綱に十分合ってからということなんですけども。

ということも含めて、決算でわかった、最初の入り口分のね。それを出す側は、吟味つつうかね、審査して、そして次年度にどう生かすのか。まあこれ、この計画を見ると、次年度は10万、その後5万ということになってるんですよ。引き続き出すっていうことなんですよ。

しかしながら、実態を見ると、実際にその28年度は23万、4万で大会が成功できた。それは、次年度はもっと大きくすっぺなど、当然やってる人たちはそういうことも目的にしてやってるわけだから。その際にも、実際に、余りつつうとおかしいけども、今、ゼロでスタートしたのが、2年目は30万円近い資金を持っている。そして、このままいけば、実際に28年度の実績は24万でできる。少し広げっぺなど、30万円で、んでやっぺといったときに、30万円、その手元資金であるんですよ。そこにまだ10万というものを、補助を出すということになるわけなんですよ。

だから、そういうことのないように、俺、社協で確認したときには、そういうのをいちいち確認して、そんで減らした場合もありますしね。町のほうで、出す側ですから、大事に使ってもらわなくてはならない金ですから。目的どおりに使われてないんだったら、当然それはというようなことで、社協の場合にはたしか減らした記憶あつと思う……記憶でない、ということがあるというふうに記憶もしてるんだけども。

まあ、きょう、決算だからね。少しあれな、きつくつつうか、あれなんだけど、やっぱその辺の考えつつうかね、やる事業、やってる事業って非常に全く俺も肯定する。パークゴルフ、つくる、つくねえっていう話になつと、またあれなんだけど、こういったことをやることについてはね、大いにこの積極的に支援してほしい。して、まあ、ここまで言うとあれだけど

だけどね、使われ方はね、やっぱ補助金ですから、その辺、町の考えとしてどうなのかなと。いや、だから、いっぺえあつとこにも補助するっていうね、次年度はね、そういうふうな形になるわけよ、結果として。そういう補助金の使われ方ではいいのかなという疑問です。まあ、いいんであればいいということで、私もいちいちここまで立ちどまってらんねえから。どうなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来からお答えしてる中で、トータル的にご理解いただきたいのはですね、この地域の活性化なり、あるいは町民の方々のコミュニティーの促進なりですね、そういうものに資する内容であれば、その予算を持ってる、持ってない、関係なく、基本的には活用していただくということが前提になってるんだろうというふ

うに思いますよね。その団体が裕福だから、貧しいからというふうな、この趣旨、趣旨ですよ。だから、趣旨をどういうふうに、そもそも構築するのかということだと思います。

そして、先ほど来から、次年度以降、3年間の一応、時限措置、低減してくというふうなことで、立ち上がり支援ですよ。そのイベントなり各種の事業が早く自立してほしいというふうな願いも込めた、そういう制度設計になっておりますので、その過程で大なり小なりの、そのプラスマイナスがでるといふ部分は、まあ場面としては想定されるところじゃないのかなというふうに理解するところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。副町長初め、周りの課長さんたちも、補助金の使われ方っつうのはこういうこといいということですね。ということで、今後、私もこの辺については勉強して出直します。今の町長の言葉、忘れません。

それからね、先ほど来、要綱に沿ってという町長のお話があって、決して誤ったものではないと、要綱に沿って正しく使ってるというような表現があったわけですが、この予算を見ますと、この補助対象にならないものが対象として上げていることになっているわけですが、その辺の受けとめ、もうこれは承認したわけですから、どういう根拠を持って承認されたか確認します。まあ、それについては飲料水、ペットボトル170本、100円掛けるというのがあるわけですが、その承認した根拠は何か。要綱に沿ってという、先ほど来、強調されてる町長さん、町長であったんで、町長に確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。個別具体の関係でございますので、担当課長のほうからその辺、説明させていただきます。（「いや、議長」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これね、私、失礼なこと言っとうまくないなと思ったから確認しました。この審査会の会長は町長ですよ。町長が全て仕切った結果なんです。ですから私、町長に確認してるんです。何も担当とかなんとかでなくてね、最終的に結論出してんの、町長ですからね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにですね、仕組み的にはそういうことだろうというふうに思いますけれども、この場でそういうところまで全部、まさにその、いついっかどこで何をというふうなところまでは私もインプットされてるわけがないので、そこは手分けしながらご説明させていただきますと私もなかなか大変でございますので、よろしくをお願いします。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については明確に、町長が座長ですよ。町長が仕切ってるんですよ。座長って……ここで議長に聞くわけにいかないから、座長の場合、みんなそうして来て、それでこの自分が結論出すんだよ、というのがそうでしょう、この要綱何とか審議委員会とかなんとかっつうの。そして、その会長は町長とすると。町長が仕切ってるんですよ。だって、そういうふう一般の中で、私はいつも個別具体に聞いてんだけど、町長はいつもその一般論にして、抽象論にして、そしてこの話をこうあれしてると。私は、この件について聞いてるんです。これはね、このことについても議論してるんですよ、当然のことながらね。そのことについて確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課長のほうから説明させます。（「議長、だめだ。はい、議長、9番」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、あくまでも町長に求めます。だって、これは町長、座長

ですよ。もし何でしたら、このときの会議録を要求します、じゃあ。どういう流れにな
ってるか。何でそこまで言わすんだ。議長、私、この件について会議録、要求します。
いい、んだもの。会議録、要求する。そんなに言うように……会議録を要求します、議
長。みんなにも見てもらいたいと思います。

議長（阿部 均君）いやいや、町長が答弁しますんで。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、私、その前、だって答弁、さっき拒否したんですよ、
議長、2回も拒否してるんですよ。それを許すんですか、議長。私は、だから会議録を
求めたんですから、きちっと……そんなばかな話、ねえべや。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにね、いろんな場面、ございますよ。（「そんな言いわけ、
聞いてるんでない。議長」の声あり）

議長（阿部 均君）いや、町長、そこに明確に答弁できないのであれば、要求どおり会議録を、
あれなんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いや、まず会議録出すのは……あれですけども、まずその前に、
こうやって私を補助してくれる、皆さんと一緒に仕事してくるわけですから。そういう
体制での議会対応ですから、そこをご理解いただかないとだめ。自治体も……（「これ、
別に補助する人、要らんねえもの」の声あり）自治体のトップだからといって、全てト
ップがということでございませぬのでね。ぜひそれは議会のほうで取り扱い、お諮りい
ただいて、町のトップがどこまで何をすべきなのか、どうぞあれしてください。（「休憩」
「賛成」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時55分といたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ただいま、遠藤議員の総括質疑の中で、町長とのやりとりが、少し行き詰り
ました感がありますけれども、その辺について町長から、議事録の提出、遠藤議員から
求められておりますが、詳細にこの場で、口頭で説明をいただきたいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの件、改めてご説明申し上げますと、このお尋ねの
ですね、ふるさと振興基金の審議にするための振興推進委員会というものを去年の秋に開催
してございます。この中では、地区から出されておった、新旧市街地の触れ合い交流会、
これ2年目のイベントでございませぬ、それと今回、直接の問題になっている町民パー
クゴルフ大会の関係が審議事項として付されてございます。

そういう中におきましてですね、パークゴルフについては、事務局のほうからはです
ね、お茶代については、スポーツの中での水分補給等というふうなことで、大会経費の
必要なものだというふうなことの説明がございまして、いろいろと意見交換した中で、
まあ確かに一部は第三者目線で考えると、スポーツといえども、そのお茶代というふう
な類いに捉えられる部分もなきにしもあらずというふうな意見もあつたりしましたけど
も、まずスポーツの中で健康維持するというふうな中では、一定程度の水分補給の、こ
の飲料水についても必要経費に認めても差し支えないんじゃないかなというふうな、ま

あ、そういう最終的な議論、確認をさせていただいた経緯があるというふうなところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の飲料水についてのくだりはあったということですね。

改めてお伺いするわけですが、先ほど来、町長、その要綱に沿ってね、補助金の使われ方についても要綱に沿って的確にやってるんだということを再三にわたって強調されたということから、今の質問になったわけですが、それではこの要綱との関係でね、どこまでのその審査会で……何ていうんだ、推進委員会ですか、議論になったかということになるわけですが、まあ、そこまでのあれは、今の説明でね、まあ、そんな程度のあれだったのかなという印象は否めないわけですが。

改めて確認しますと、この要綱には、山元町ふるさと振興基金運用要綱には、確認しますと、この委員会の委員長、副委員長を委員で構成すると。そして、委員長には町長、副委員長には副町長を充てるということになってます。まあ、これも本当にそういうことでいいのかなというの、あるんですが、まあ要綱つつうのは議会の議決の要件ではないんで、まあ、それはそれをどうこうということにはなりません。

そして、しかしながら、この要綱の中での第6条で、次の各号のいずれかに該当する活動または経費について補助対象としないものとするということで、1つは、国、県及び町から他の補助金等の交付を受けている活動、または交付を予定している活動とか、宗教的・政治的宣伝意図のある活動とか、従来から通例的に継続して実施されている活動とか、団体の運営経費とか、食糧費に相当する経費、そして最後にその他社会通念上、適切でないとする経費というふうに規定されている、うたわれているんですが、これに抵触しないかどうかということの確認になるわけです。

まあ、それをね、今のこの推進委員会の中では、そういうのをもとに、ベースにですか、それを背景に審査した結果、今、言ったようなね、特段、問題はないだろうという結論に至ったという、今の町長、委員長の話であります。そういうことでいいのかどうかということになるわけです。まあ、この件に関しては、町長がこの委員長で、委員長がその決裁でやったことだから、まあ、これはそういうことになるかと思うんですが、しかしこれ、今の社会通念上そういうことが許されるものなのかどうかということ強くここでは指摘しておきます。私は、立派な違法の問題だと。

町の行政執行上、町政執行上、何のために要綱があるのか、何のために規定があるのか、何のために条例があるのかといったことから考えると、もう町長の町政のもとでは、こういったものは一切関係ないということでの町政運営なのかなということ強く訴えて、これについてはこれ以上、多分、前に進まないと思います。この辺、課長の皆さんも十分と、しっかりと認識しておいていただきたい。そこに参加された委員の皆さんもですね。私は、これは絶対、町民の立場からは許されないことだということを伝え、そしてこれを今後多分引きずるのかなということも伝えておいて、この件に関しては終わらせていただきます。

もし、何か町長のほうからあれば、この件については、私が許すわけではないんですけども、なければいいんですけども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、その社会通念上というふうなお話をいただきましたけども、社会通念上の線引きをどこまでシビアにね、厳格にすべきなのかということが、遠藤さんから今、ご指摘受けましたけども、我々も常日ごろからそういうことは、交際費の執

行もしかりでございますけども、いろんな支出の場面で一定程度、照らし合わせてやってるつもりでございますので、今回の件が必ずしもそういうものに抵触する、違法だというふうなものには、私はそこまではいかないんじゃないのかなというふうには思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。本当に何て言えばいいんだ……本当にもう議論はできないですね、この町長とは。もう法も何もない、制度も何もない、そういう中で議論の展開なんて、これ本当にできません。全くすばらしいというか、もう独断、独裁の町長であるということがこの1件で……まあ、この1件と、この1件でも示されたということになるのかなというふうに思います。本当に深刻な問題ですね、この件については。

次に移ります。せっかく準備してきたやつある。

3件目は、保育所建設の取り組みについてであります。まあ、答弁いただきました。立派な答弁ですね。この間の議論が何であったのかというのは全然反映されてない答弁の内容になっております。

私は今回、総括で決算ということですので、1年間のその使われ方についての確認なんですけど、ここにも、質問の中にも示しておる410万8,000円、この使われ方なんですけど、まず1つは、なぜ7月の契約となったのか。町長、伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前にもお答え申し上げました。去年の保健福祉課の子育て支援班の業務対応も申し上げました。去年は、つばめの杜の子育て支援施設、統合保育所、そしてこどもセンターが相次いでオープンするというふうな、例年にない業務対応で忙殺されていたというふうな、それに尽きるというふうなことを前回、お話を申し上げさせていただいたところでございます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういったお話を伺った記憶もございます。しかし、そこでそういう説明を聞いて納得したつもりもさらさらございません。ですから、引き続き質問してるわけですが。

私たちから見れば、3カ月間、動かなかつたと。私も何回も言いますが、町長も全然、私の言ってること理解するつもりがないんだかどうかかわかんないですけども、もうその当時の3月時点では、今もうすぐつくるよと、我々に4カ所示されて、そういう時期だったんですよ。我々とすれば、それを通せばすぐにもう、その調査に入って、そして動き出すのかなというふうには受けとめていました。

そして今、忙殺されたと言いますが、これ発注するのにどのくらいの事務量がいてね、どのくらいのその業務つつうかね、が必要なのかということ、これもいろいろやりとりしてつと、また行ったり来たりなりますから私たちから見れば、入札かければいいんでしょうという、しかも410万の話なんです。しかも、もうこれは、つばめの杜も大切な事業ですが、南地域での保育所建設、これも大事な町民の要望といたしますのは、もうその時点でほぼ決まっていた事業なわけですからね。

そういう状況の中での、こういう動きということについては、やっぱりこれはね、また言葉を選んで表現しなくちゃならないのかと思いますが、この3カ月間、何をしていたのかという大きな疑問が残ります。

そして、しかも、忙しい、忙しいって、次に実際に契約して、実際に動き出したのがワークショップ、11月の9日、まあ、もちろんその間に準備段階等々もあつたと思いますがね。そして、その後、ほんで足んねつつうことで、アンケート調査が翌年の2月、

3月という流れになってる。それが1年間の取り組みなんです。

これについてはね、いろいろまた弁解等々が出てくるのが十分に予想されますから、このことについての議論は避けたいんですが。これまたですね、一般に考えれば、普通に考えれば、非常にその行政執行、予算執行というのを見たときに、大きな疑念を抱かざるを得ないということを伝えて、次に移ります。

次にね、いろいろうんと強調されています、このアンケート調査ね。そのアンケート調査の目的を見てみますと、この計画策定の大きな目的の1つが住民意向の確認であると。これ、いつ、どこから生まれた話なのかと。どこでこういうふうに大きく変わったのかということになるんですが、これ、いつ、こういうことに変わったんですか。保育所建設の取り組みをしているときに、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この保育所問題については、一般質問の中でも複数の議員の方々からのお尋ねがあつてですね、その都度お答えをしてくれております。（「この質問は初めてです」の声あり）必要な議論は、私、一向にやぶさかではございませんけども、余り重複するような議論はですね、これはお互いに、議会といえども一定のこの効率的な……（「重複していません」の声あり）合理的な運営がございましてですね、そういうようなことのために……（「新たに発言した質問です」の声あり）共通理解をさせていただきたいものですね……。

議長（阿部均君）答弁中は、なるべく言葉を慎んでください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうしておかないと、執行部としても大変苦慮するわけでございます。

いずれにいたしましても、要所要所で町民の皆様方の意向を確認をし、それを少しでも必要な世代の方々からできるだけ意見も集約しなくちゃいけないという途中の検討、経緯、経過の中で、必要な場面が展開されてきているということは一般質問でも再三にわたって私、ご説明申し上げてるところでございます。あとは、それをご理解していただけるか否かの問題じゃないのかなというふうに思います。

議会の皆様の要所要所での請願とか決議とかも当然でございますよ。ございますけども、こちらはこちらで一つ一つ、議員は7月まで何してたんだという、業務委託、一つ一つ設計を組んで、入札、指名委員会等でもお諮りをしてね、一つ一つ積み重ねで、そして次のステップで、この保護者の方々の、町民の方々の意向なりニーズを幅広く、そしてまた深く掘り下げてと、そういうことでやってきてるわけですから。

必要な時間かかるのは、それは遅くなって申しわけないってこと、ございますよ。しかし、その都度それも担当課長のほうから常任委員会等でも途中経過、お話を申し上げます。全然説明してこなかったっていうのであれば、私もそれは素直に申しわけございませんということにもなりますけども……（「8月22日に初めて聞きました」の声あり）

いや、いずれそういう形を何回か説明させてもらっておりますのでですね、ぜひそういう流れもご理解の上ですね、この質問、ご理解いただければありがたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。これはですね、8月22日に私たちに示された初めての案件です。そして、この期間……もう8月22日ですからね。我々も、これを深く理解する、調査して吟味するという時間のない中、8月22日はもう9月議会の前で、いろいろな

面で、この忙しい時期なんですよ。それを改めて見てみますと……これ毎回、毎回でないですから、きょう、初めての質疑、疑問ですからね。この計画策定の大きな目的の一つが、住民意向の確認であると。大きな目的、違うんですよ。違うから確認してるんですよ。

そもそも我々の受けとめは、当初予算、保育施設基本計画策定に係る業務委託料410万、これの我々の受けとめは、何回も言います、これね、なかなか理解できないようだから私、何回も説明するんですからね。

もう4月、3月の段階で、常任委員会でも示されました、写真付きの4カ所、もう選定候補地が、今ここで調査、進めていますと、写真付きでね。そして、そういうこと示さって、そして我々の受けとめは、その4カ所をさらに精査といいますかね、さらに調査して、それぞれどこが何ぼでできんのか、本当にその場所でいいのかどうかと、そういうものを調査するための調査委託料というような受けとめで、そういう説明もありました。もう、あそこは岩盤調査もしてますよと、例えば坂中はね。そういう説明を聞いた中でのこの調査業務委託料ですから、当然それにつなげた、ああ、これは今度もっと精査に調査して、そして決めて、そして実行に移すんだなという受けとめなんです。

ところが、まずは遅れたと、7月ね。その7月時点で、我々に示されていません。どういう目的で調査するのかわかっているのが。わかったの、8月22日に初めてわかったんです。この調査の目的が、410万8,000円の使われ方が、こういう目的で使うんだと。

そして、その後がさらにどんどん、どんどん、こう傷が大きくなってくんだけど、そういうことなんですよ。これはもう常任委員会でも明確に示されたことなんです。

課長、どうですか。

議長（阿部 均君）保健福祉課長。（「いや、あんたを責めるつもりないんだけども、事実だけ言ってもらえばいいんだ。議長、9番」の声あり）いいんですか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いいわ。余りそこまですつとあいつたから。

ただ、我々の受けとめはそういうこと。私1人の受けとめでないということも伝えておきたいと思います、そういうことはね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の遠藤議員のお話は、ちょっと事実と、私は相違してる件が多々あると思いますね。

8月というふうな場面もあったというふうに思いますけども、私の手元にあるこの経緯、経過の資料を見ますと、例えばですよ、去年の8月にも、この常任委員会で地区の保育施設についてと。11月にも、基本計画、設計業務委託についてのワークショップの実施についてというふうなくだり。ことしの2月に、アンケートの調査方法、実施についてと。5月にも、アンケート調査の回収状況の報告とね。それから、ことしの6月には規模、事業費、工期等についてご説明申し上げ、7月には基本計画の関係、8月には全協での基本計画というふうなですね、こういう流れがあるわけでございますし。

遠藤議員おっしゃる……だから先ほど言った請願とか決議とか、あるいはその予算措置、あるいはその4カ所の関係、それはそのとおりですよ。けども、今、私が改めて確認させていただいたように、アンケートやります、ワークショップこういうふうにやりますよということをお話ししてますし、そのワークショップで肝心の参加者が少ないわけですから。（「何、どこの、誰の責任」の声あり）誰の責任とかわっている……一定の

努力した中で、そういうふうな状況なんですからね。

そこの中で、いや、こういうあれではいかんから、もう少しこういうふうな形で意見集約すべきと、把握すべきと。何でその流れに沿って、多少の遅れが許されないということ、ないんじゃないでしょうか。ごくごく普通の自然のやり方をさしてもらってるといふふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何回も確認しますが、去年の3月にはそれが事実ですからね。そして、その後の動きについては、そういう動きは、もしそういうことであれば、それは私、否定しません。しかし、ベースにあるのは、その4カ所ってのはあくまでも生きている。その4カ所を生かすために、そういう作業もあんのかなということも否定しません。

しかし、前提にあるのは、その4カ所のうち、どこ建設するかということでの動きですからね、もしそうだとすれば。そして、いいです、いいですと、この何回も……まあ、そういう事実がある。いつの間にかほういうふうに大きく変わってしまった。

その際にね、住民意向の確認が大きな目的ということが、んで今度ね、その住民の意向確認の中身なんですけど、まあこれはね、この間の一般質問の中でも何回も確認されました。誘導につながる設問になっている。何回も確認します、これね。

「保育施設に関するアンケートのお願い」って今まで……ああ、課長さんもみんな、こいつ持ってねえんだよな。持ってつとみんな、私が言ってること伝わっていくと思うんだけども。

これね、「保育施設に関するアンケート」ということで、これ平成29年2月にやっています。全部、きょう、時間あったら読む……まずその前書きとしてね、「保育施設に関するアンケートのお願い」ということで、「当社では、山元町坂元地区の保育施設整備を計画するに当たり……」、ここ不正解ですね。「より具体的な施設イメージを子育て世代の皆さんから伺うことが、これからの子育てに安心と希望を持っていただくために必要であると考えております」、ここまではそのとおり。ところが次は、「しかしながら、今後、山元町が坂元地区に保育施設を整備する場合は、建設工事費を含む事業費のほとんどを町が負担することとなるため、初期費用や運営費等も考慮しながら、皆さんがご満足できる計画となるよう最善の選択を検討しております」ということで、いろいろ。

そこに、さらに参考データとしてね、その下に、これも言ってるんですけども、皆さん言ってるんですけども、平成27年度決算ベース、一応ただし書きあるんですけど、「あくまで参考値としてご参照ください」、ご参照、見てくださいだね。「①つばめの杜の保育所整備費用として、建設工事費、約4億9,300万円」という表現があるんです。

坂元の保育所建設、つくるときに、何でこの、これを例として持ってこなくちゃいけないのか。多分に、4億9,000、約5億、保育所つくつとすれば5億かかるんだよということも誘導してる、そこでね。その前に、運営費等も金かかるんだよということをまづ訴えといて、参考データとしてそういう数字を示してる。

あと、保育所の運営費用として1億6,000万、これも数字としてここに掲げている。もし親切な、本当に参考データとするならば、それに相当する……大体、整備はこのくらいかかるよと、今ね、示さってる1億4,000万というのがここさ本当は来なくちゃいけないのというのが、なぜかそこに。その時期には、そのね、額つうの

は当然もう想定されてるはず、そんなの計算すればいいだけの話だから。大体、4カ所ね、ちゃんと示してるんだからわ。

あと何だ、図面もあったよな、その去年の3月時点で。広さも、面積ももう示さってたんだ、そこで。そっから通常は出てくるはずなのに、なぜかこの数字を用いているということ。

そして、さらに今度、「以下の質問にお答えになる前にお読みください」と、さらにその後ね、さらなるあれがあるんです。「今後の保育所、保育施設の整備に当たって、初夏に開所したつばめの杜保育所」、これは定員150人だから、「つばめの杜の建設に当たっては、国から被災した東保育所の移転復旧が認められ、建設費の多くに震災関連の財源を充てることで整備が実現しました。しかしながら、坂元地区にあった南保育所については、国から移転による復旧が認められなかったこともあり」、まあ、ここの部分は先ほど来の一般質問等々の中で明らかにされたわけですが、それは切ったということが明確になったわけですが。「今後、山元町が坂元地区に保育所または保育施設を整備する場合の建設費については、国、県との補助金は期待できず、その多くが町の負担となる見込みです」と、わざわざこういう強調してる。まあ、これ、この間の議論の中で、そうではなかったということが明確にされたわけですが、それを、こういう表現を使ってやってる。

そして、「坂元地区への保育所または保育施設整備について伺います。現状において、坂元地区に新たな保育所または保育施設の設置は必要であると思えますか」という設問につながっていったるんです。金かかっけんど、いいのか、あんたらというような流れになってる、仕組み、なってるんですね。

しかしながら、その結果、必要であるというのは相当多くの、しかも坂元地区の人の必要であるというのは、全員が必要であると。そういうおどしにかかっても……これ私の表現です。かかっても、坂元地区の人は必要であると、全員がですね、そのアンケートに参加した人たちが。ということになってるんです。ような中で、最後の結びついていうのね、まあ山下……これは余りいろいろ先日来というかね、いろいろ展開してるんですが。

そして、その意向調査についての結果、これ町がまとめた結果だと思うんですけど、そういういろいろ、もろもろの条件、状況をつけた中でのアンケート調査の結果、ここでも問題とありますが、間違っただけというか、意識的な違いで示してんです、今度。

アンケート調査では、保育施設の整備に係る設問で、設置を希望する保護者が22名いる一方、少なくとも45名、必要ないという数字、挙げてる。これ明らかに必要ないということを強調するための数値の使い方です。同じ……この45名の必要ないというところでの調査結果については、必要あると、51名ですからね。そしたら当然、保護者は……保護者でなくて、必要ない、あるってということで、ここでは表現しなくちゃいけないですよ。それを、そういう言葉の操作つつうか、数字の操作つつうかね、ということで、これだけを見れば、ああ、やっぱり坂元に必要ないって意見のほうが多いんだねと。だけっと今度、さらにこの前確認した、この「必要ない」の45名の内訳を確認したら、そのうちのほとんどが山下地区の人の「必要ない」という結果だったということになってるんですよ。

まあ、ここから見ればね、この表現から見れば、坂元地区にはやっぱり要らないんだ

ねというふうに、今、これまでも表現として使ってますよね。そして、多様なニーズ云々かんぬん、そっちのほう、意見のほうが大きいということで、まずそっちが先決だと。この前の一般質問の中でもあったんですが。それを対比させてやれば、そういうふうになるという表現、してるんです。

そしてですよ、さらにですよ……何か問題ありますか、町長。そして……。

議長（阿部 均君）いや、28年度の中に起こった保育所に関する事実関係を今、述べてますんで。（「その費用で、こういう、あいつ出してんですからね。何をばかな話、言うんですか、この町長は。そしてね……」の声あり）ちょっと、余り暴言は吐かないでください。

（「暴言でありません」の声あり）ここは議場でありますので……（「どこが暴言だったかね、ちょっと私……」の声あり）きちっと紳士的な発言をお願いします。（「今、「この町長は」って、「この」ってつけたのがうまくねかったのか」の声あり）はい。（「はい。今後、気をつけます」の声あり）取り消ししていただきたいと。（「はい。「この」つつうのは取り消します」の声あり）

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そしてね、こんなところはどうでもいいんだけども、そしてさらに言うとね、多様なニーズというの、非常に最後のほうで……「審議会等の意見について、この基本計画でまとめられた住民意向、保護者ニーズについて、よりの確に保護者に……そして、児童福祉施設運営審議会及び子ども・子育て会議に諮ることとして意見を伺い、その結果、保護者ニーズは待機児童の解消である。現時点で、新たに保育所を設置せず、保育士確保、保育環境の向上に努め、保育の質を高めることで、現保育施設の充実を図る」ということとか、「一時預かり等の新たな保育サービスにより、保育の受け皿を確保する」といったことで」と云々かんぬんで、そっちのほうが重要だということはこの結果は示してる。

そして、「今後の町の方向性に」ということで、「この意向調査の結果による」、この意向と、間違った意向調査だと私は今、訴えてんだけど。この間違ったやり方の、「意向調査の結果により、保護者が抱いている保育ニーズ、町の保育問題・課題が改めて洗い出されたことから、町としては児童福祉施設運営審議会や子ども・子育て会議から出された意見を参考としながら、その緊急性及び優先度の高さを判断し、一つ一つ取り組むことが必要であると」というふう、何を言ってるかつつと、保育ニーズということを重点的にね、まずそっちの解決が先ですよと、その後ですよと、保育建設はというところに導いてると。

もう、非常にこう意図的な結び方だというふうに、こう私は受けとめているわけですが、そして、でね、まあ今までののは、この間いろいろ議論したやつですから、同じどうせ答えが返ってくるもんだと思いますから、求めません。

確認したいのは、ではこの保育ニーズ、多様なニーズ、いつ……この意向調査の結果があつて初めてわかった課題ですか。町長、これについてお答えいただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。もう少し完結にやっていただけると非常に助かります。（「最後の部分だけが質問ですから」の声あり）いやいや、だから前置きが余りにも長過ぎるんじゃないでしょうか、幾ら何でもね。（「お返しします、その件については」の声あり）執行部がそのくらいあれしただけ、とてもじゃないけども退場命じられますよ。（「何、何が」の声あり）いや、そんなに長々とやったらね……（「だって全然理解されない、それは逆にお返し……」の声あり）いや、まだ。

議長（阿部 均君）あのですね、きちっと……。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。多様なニーズにつきましては、これは集中改革プランの中にも出てきております。平成22年ころから出てきてますね。そして、震災後のですね、いわゆる被災を受けた保育所を再建するときの議論の中でも出てきてるようでございます。それが、今回のこの意向調査なりの中です、あるいは2つの審議の中、さらにそういうことが改めて出されてきたと、そういう経過であるというふうに確認してるところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件については、今、新たに出てきた課題ではなくて、逆に言いますと、なぜそういうね、これ復興計画で示してるんですよ。どういうふうに、被災した保育所等整備事業ということで、「被災した保育所を統合し、子育て支援センターを併設するなど」、ここでそれで「多様なニーズに対応した保育所を整備します」、それはもう整備されてるんです、ですよ。統合保育所と、そこに併設した子ども支援センター、その……。

議長（阿部 均君）なるべく、遠藤議員、一問一答方式なんで、一つ一つフレーズ短くして……。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、今んとこ短いと思うんだけどもね。対応した……何ぼもしゃべってねえかな。保育所を整備しますと。そいつちゃ、それができてるんです。多様なニーズ、そういった機能を持ったものができてるんですから、そこで……出てきてるね、多様なニーズとは対応しなくちゃならないんです。逆に、対応できてないということになれば、それは町の責任、行政の責任ということになるわけですが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私どもが、あるいはその子育て世代が思い描いてる多様なニーズとですね、今の遠藤議員のお話を伺うと、ちょっと認識にずれがあるんじゃないでしょうか。施設ができたから、多様なニーズにというふうなニュアンスに私は聞こえましたね。そうではないと思いますよ。多様なニーズというのは、一般質問でもいろいろとやりとりさせていただきましたように、保育時間をもう少し朝夕、延長するとか、一時預かりとか、あるいは病弱の方をお預かりするとかですね、いろんなその幅広に受け入れられる体制をとというふうな、そういう私は認識してますし、我々の整理したもののほうにはそういうふうなことでのニーズが紹介されているというふうに思います。

単に箱物ができたから、多様なニーズに対応できるって、まあ基本的な環境が整ったという意味では確かにそのとおりだと思いますけども。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何とでも言えるんだね、町長。

ここにね、ここに明確に、これも方針としてね、そして具体的にそういう多様なニーズの施策ってね、これまでやってる部分、あるんですよ。して、あと、やらなくちゃならないってこと、一時保育については何もきのう、きょう、出てきた課題でも要求でもないです、これ。いろんなところで、こう取り上げられてね。逆に言うと、そういう声がありながらできてなかった。できてなかったから今度、改めてこのアンケート調査でどうのこうのっていうふうな話をするわけですが、それをやっぱり予算執行上、これは本来やらなくちゃならないのがやってこなかったことによって、やらなければならないというふうにしか聞こえません。

それも本来ならば、そういった多様なニーズも、保育所は待機児童解消のために新たにこうつくればね、その分、統合、併設した支援センターの中で十分それは対応……逆

に対応していかなくちゃない。そのためにつくった施設なんですから。というふうに説明もしてるわけですから、そういう説明を受けて、我々はあそこを認めてるんですから。

という背景がありながら、今なおそういうことをやろうとしているところに、大きな疑問を持って、それはまだ解明されない。まあ、今後もうこういうことについては、きょうは決算の総括的な質疑だということでもありますので、この辺で閉じますが、引き続きこの審査の中でですね、この本当に410万の使われ方が正確だったのかどうなのかということのを改めて確認していきたいということを伝えて、きょうは終わりとします。

どうもありがとうございます。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の方は、直ちに第1、第2委員会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後4時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されたので、事務局長から報告させます。

事務局長（武田賢一君）はい、議長。ご報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長に遠藤龍之君、副委員長に橋元伸一君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の検査権と同法第100条第1項の調査権を委任することに決定しました。

議長（阿部 均君）お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までについては、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、9月19日午後4時までに審査を終了するよう、期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号から認定第6号までについては、9月19日午後4時までに審査を終了するよう、期限を付けることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月21日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午後4時07分 散 会
